

マクシミリアン一世期バイエルン における *Pflegsverwalter* 制度の展開

小 野 善 彦

I. 問題の所在

初期近代の西ヨーロッパ諸国に於て「官職売買」*vénalité des offices* が広汎に展開することは、M. ウェーバーは固より、成瀬治氏の一連の研究により周知の事実である¹⁾。その際、売買の対象となる官職は一種の「役得プアリユンデ」*Sportelpfründe* であり²⁾、M. ウェーバーによると、この「プアリユンデ取引が、量と質とにおいて、中世末期、とりわけ近世初期——16—18世紀——のごとく発展したことは、他の諸時代にはみられないことであった」³⁾。

ところで、この官職売買＝役得プアリユンデの取引は、「個人的に信頼された者や寵臣が、実際の仕事をする多少ともプロレタリア的性格の代理人を任命する許可とともに、役得プアリユンデを授与されるか、あるいは、役得プアリユンデは、定額の賃貸料または一時払金と引きかえに、申込人に与えられた」⁴⁾ 如く、官職の世襲的占有への傾向と同時に、購入された官職の（常にはないにしても）職務の代行を随伴するものであった。しかるに、従来の我国の研究に於ては、官職売買それ自体を中心として初期近代国家（所謂絶対主義国家）の官僚制の家産制的性格の究明がなされてきたことから、役得プアリユンデの取引における職務代行の問題は、殆ど取り上げられることがなかったと言ってよいであろう。勿論、職務代行制度もまた、とりわけ官職保有者の俸給の点で「国家主権者なる君主と“モノポリスト”としての中間権力者〔官職保有者〕との間における“国民所得の分配をめぐる闘い”，“搾取” *Ausbeutung* の分割⁵⁾」（括弧内は引用者）の枠内に属し、その中で考察されるべきものであるが。

ところで、領邦国家バイエルンに於ても、近世初期（16—18世紀）にとりわけ地方行政官職を対象として、官職売買に類似した官職取引が広汎に行なわれるが、当時そこで就中問題とされたのは、このような官職取引と共に展開する「職務の代行制度」とそれが生み出す諸々の弊害であった。

そこで本稿に於ては、初期近代の領邦バイエルンの統治構造に於て官職売買（役得プアリユンデの取引）の果たした役割の一端を、とりわけ17世紀前半における地方行政官職（プ

プラーガー^{アムト}職)の職務代行制度(プラーガー職代理制度 die Institution des Pflugsverwalters)の展開を中心として考察したい。

プラーガー職代理制度については、既に1906年にE. Rosenthalの包括的研究⁶⁾があり、バイエルン官吏俸給制度に関するP. Kleinの学位論文(1966年)⁷⁾も殆どRosenthalの研究に従っている。彼らの研究が、当該制度の諸弊害を中心に論じているのに対して、その後のN. Frh. von Schrenck-Notzingの近代初期バイエルン官僚制の研究(1972年)⁸⁾や近年のR. HeydenreuterのMaximilian I. (在位:1597—1651年)期の中央官庁制度に関する研究⁹⁾は、領邦国家にとっての当該制度のポジティブな面を強調する傾向にある。そこで以下に於ては、E. Rosenthal, P. Kleinの諸研究を踏まえて、とりわけR. Heydenreuterの研究を批判的に検討・摂取する形で、プラーガー職代理制度を問題にしたい。尚、プラーガー職代理制度に関して筆者が利用しえた史料は、領邦君主の行政訓令・指令、領邦中央官庁の鑑定書等のきわめて限られたものである。

II. プラーガー職代理制度普及の背景

領邦国家バイエルンに於て、とりわけ16世紀以降プラーガーアムト¹⁰⁾の職務代行制度が広汎に普及する¹¹⁾背景には、第1に、プラーガーアムト自体における変化(役得プラーリユンデ化)と、第2に、職務代行制度を促す領邦中央政府における事情が考えられる。そこで以下この2点を考察したい。

〔I〕プラーガーアムトの役得プラーリユンデ化

「プラーガーは、Schloß, Haus, Pflugeamtを管理し、Schloßを昼夜良く守護し管理すること……を誓約する」と職務宣誓書Pflichtbuchにあるように、プラーガーの職務の中心は、本来ブルクに対する監督・命令権であった¹²⁾。それ故、プラーガーの官職就任資格として、まずもって武器権保持者即ち貴族であることが要求されたのであり、近隣に所領を有する高級貴族の成員が、プラーガーとして比較的大きな戦略上重要なブルク施設における軍事指揮官の地位に就いた¹³⁾。14世紀後半以降下級貴族もプラーガー^{アムト}職に進出し、15世紀には高級貴族と下級貴族がこのアムトを分け合うことになった¹⁴⁾。両階層は、種々対立しつつも、他の2つの身分(聖職者、都市・マルクトMarkt)に対して1つの閉鎖的な領邦貴族身分を形成し、16世紀に至るまでこの領邦貴族が、その軍勢力にもとづいてプラーガー^{アムト}職を殆ど専ら占めたのである¹⁵⁾。

プラーガーアムトは、しばしば領邦君主の債権者=領邦貴族に入質されたが、これは勤務契約=官職方式の入質(die amtsweise Verpfändung)であり、質取得者=債権者は、質物(アムト)の占有権を得るが、質入主=領邦君主に職務宣誓Amtseidをなさねばならない。このようにして質=アムトは領邦団体にとどまり、その保有者は、職務権限の行使

にあたり質入主に拘束されたのである。領邦君主は、質と官職^{アムト}のこうした結合によりアムトの機能力を維持しえ¹⁶⁾、他方領邦貴族は、官職^{アムト}の保有により領邦統治をいわば分担しているのである^{16a)}。

また、領邦君主と役人との勤務契約は、同時に軍役奉仕契約であった¹⁷⁾ことから、プラーガーもまた、彼のアムト収入の代償として若干の良く装備された馬匹と兵員とをもって領邦君主に軍役奉仕を行なう義務を有したのであり、この義務は、プラーガーの官職叙任状 *Bestandzettel* にも盛り込まれた。例えば、*„unnd er soll unns von solchem Ambt hallten drew gerüste pfärt unnd zwen Knecht und unns damit diennstlich unnd gewertig sein.“*¹⁸⁾の如し。領邦君主の軍隊の一部は、プラーガーを初めとする役人と彼らの分担する兵員とから構成された。

ところで、D. Albrecht によると、1500年頃のバイエルンの軍隊を構成するのは、①勤務義務による応召軍 *Aufgebot* (領邦君主の役人)、②レーエン制的義務による応召軍 (領邦所属者 (*Landsassen*))、③控えの勤務者 (契約により領邦君主に軍役奉仕を行なう貴族)、④都市・マルクトの応召軍、⑤農民のラント応召軍 *Landaufgebot*、(④⑤はラントの危機に際し、ラント内でのみ用いられる)、⑥傭兵、であり、バイエルンに於ても16世紀の推移のうちに、前五者の軍隊召集に対する意義が著しく後退し、他方、貴族の貧窮化、農民戦争後の・ラント住民を武装させることへの憂慮など種々の理由から、傭兵が領邦軍隊の主力をなすに至った¹⁹⁾。この過程に於てプラーガーも、軍役とこれと結合された馬匹の保持とから解放され、その代償として *Pferdegeld* (70~210 グルデン) を宮廷財務庁 (16世紀中葉以降) に支払うことになったのである²⁰⁾。

また16世紀以降には、「官僚主義的な後見と過剰統治の精神」が「時代の趨勢から生まれた²¹⁾」ことに対応して、諸々のポリツァイ (*Polizei* 行政) ——治安・手工業・風紀・宗教 (プラーガーは反宗教改革の展開の中で領邦教会高権の執行機関となる) 等の諸ポリツァイ——が、ラント裁判、租税行政 (ラント税の賦課・徴収・会計)、ゲマインデ (マルクト、村落共同体) の監督等と共にプラーガーの職務の中心を成すようになる²²⁾。但し、プラーガーは、17世紀前半の *Maximilian I.* 期に於ても依然として軍事行政の機関^{機関}である。16世紀末に創出された農民・市民のラント応召軍、所謂 *Landfahnen* (選抜民兵制度) のもとで、①選抜された者を教練係 *Drillmeister* により教練させること、②彼らの兵役に適した武装のために配慮すること等、選抜業務の指導を行なうことがプラーガーの職務である²³⁾。

ともあれ、貴族=武器権保持者とプラーガー^{アムト}職との必然的結合関係が、軍制・職務の変化と共にしだいに断ち切れ、しかも既に1508年のラント特権布告 (*Landesfreiheits-erklärung*) は、比較的重要なプラーガーアムトについてのみ、貴族身分への所属を官職

就任資格として要求したにすぎない(この規定はそのまま 1553 年のラント特権最終テキストに盛り込まれる)ことから²⁴⁾、貴族身分に所属しない者もプラーガーアムトに就任(もしくはアムトを管理)することが法的にも現実的にも可能となったのである。

さて、16 世紀以降のバイエルンに於ては、貨幣経済の浸透とそれにもとづく貨幣役得の増大、この貨幣役得を財産投資に利用する可能性と傾向との強化、という一般的な背景²⁵⁾のもとで、領邦財政の慢性的財政難を主たる理由として(勿論それのみならず、中世的な官職観、法観念の持続せる効力をも考慮に入れる必要があるのであるが²⁶⁾)、貸付金 Darlehen の提供を条件としてプラーガーアムトを譲与すること(官職売買に類似した取引契約)が一般化し²⁷⁾、上述のプラーガーアムト自体における変化と相俟って、婦人、騎士教団 Ritterorden にアムトが譲与されたり、あるいは複数のプラーガーアムトを一人の人物が保有する(アムトの集積)ような事態も見られるようになった²⁸⁾。また、領邦君主の債務の代償としてプラーガーアムトを譲与された数多くの債権者に対しては、アムトを自ら管理することは要求されえなかった²⁹⁾。このようにして、プラーガーがアムトを自身で管理せず、代理人(プラーガー職代理)に職務を代行させる慣行が次第に普及・定着してくる。このプラーガー職代理制度が広がるにつれて、プラーガー職は、その官職の性格を次第に喪失し、単なる用益対象 Nutzungsobjekt と扱えられるようになり³⁰⁾、領邦貴族にとりまさに手頃な冗官 bequeme Sinekure として適合的であった³¹⁾。

ところで、プラーガーアムトにおける職務代行制度の普及に一層拍車をかけたのが、とりわけ 16 世紀末以降の、功績のある宮廷役人・評議官 Räte、あるいは地方政庁役人へのプラーガーアムトの役得プアリュンデとしての譲与である³²⁾。1628 年の^{レギールンフ}宮廷財務庁鑑定 Gutachten によると、この慣行は「はるか以前から」(von unvor denklichen Jahren her)存在しており³³⁾、例えば 1543 年に Küchenmeister にして評議官たる Degenhard Aurburger zu Sattelberg に領邦君主の宮廷での彼の長年の忠実な勤務の故にプラーガーアムト Rottenburg が譲与された(宮内職・評議官職との兼任で 1560 年まで在職³⁴⁾)例が知られる(但し彼は同時に 4000 グルデンの貸付金 Hauptgut を領邦君主に提供している)³⁵⁾。

そこで次に、領邦君主の宮廷・中央官庁³⁶⁾に於てプラーガーアムトの役得プアリュンデ化を促した要因を考察しなければならない。

〔II〕領邦中央官庁の形成と役人任用の資格要件

(1)制度的発展

バイエルンに於ては、領邦国家の国家的課題・処理すべき業務量(司法・行政)の増大に対応して、16 世紀中葉以降、とりわけ大公 Albrecht V. (在位 1550—1579 年)治下に於て、領邦中央諸官庁の整備が本格化する^{36a)}。その発展方向は、「固定した合議制官庁の形成

および分業」の進展³⁷⁾であり、「宮廷評議会」(Hofrat)をいわば母胎として宮廷財務庁 Hofkammer, 宗務評議会 der Geistliche Rat, 軍事評議会 Kriegsrat が各部門の領邦中央官庁として各々分離・独立し、宮廷評議会が次第に主として司法事項に制限され(本来、訓令等により他の中央諸官庁に明確に割り当てられたものを除く全ての事項を管轄する)、他方領邦統治の新しい中心として、枢密評議会 der Geheime Rat が制度化されるのである³⁸⁾。

(i)宮廷評議会

領邦君主の顧問会議 Rat は、領邦形成期以来長い歴史を有し、宮廷評議官 Hofräte の頻出等からすると 16 世紀前半に宮廷評議会として事実上一個の合議制官庁として機能していたと考えられるが、宮廷評議会が Hofrat というその名称と共に常設の合議制官庁として初出するのは、1551 年の宮廷評議会訓令 Hafratsordnung に於てである³⁹⁾。宮廷評議会は、3 レント管区 (Landshut, Straubing, Burghausen) の地方政庁 Regierung (中級官庁) の上位に位置する領邦中央官庁・司法機関 (Hofgericht) であると同時に、レント管区 München についてはこれを直轄する中級官庁でもある。宮廷評議会を司宰するのは本来ラントホーフマイスター Landhofmeister であるが、1573 年以降固有の議長 Hofratspräsident がおかれ、前者に代って宮廷評議会を司宰することになった。

宮廷評議会と^{レギスラチオン}地方政庁に於ては、1567 年の宮廷出納局会計書 Hofzahlamtsrechnung により確証できるように、「騎士任用の地位」Ritterbank と「学識者任用の地位」Gelehrtenbank の区別が設けられている⁴⁰⁾。学識者ベンチが専ら法律学の学位を有する者たち (博士, 得業士 Lizentiaten <Liz.>) により占められたのに対して、騎士ベンチには騎士生まれの者 ritterbürtige (貴族) のみならず学位をもたない全ての評議官が所属した⁴¹⁾。宮廷評議会を構成する 16~27 名の評議官のうち学識者は 8~11 名であった⁴²⁾。M. Lanzinner は、他の諸官職 (宮内職・行政職) を保有し、片手間にのみ宮廷評議会に出席する評議官を加えることにより表(1)のように宮廷評議官数を高く算出しているが、宮廷評議官数のこのような拡大を必要としたのは、特に司法事項における処理すべき業務量の継続的増加に他ならない⁴³⁾。ともあれ、宮廷評議会は、大公・選帝侯 Maximilian I. 治世期に至るまで領邦最大の官庁であった⁴⁴⁾。尚、1620 年 5 月の絶対的不上訴特権 privilegium de non appellando illimitatum の取得にもとづいて、1625 年に再審裁判所 Revisorium がラントの中央最高裁判所 (地方政庁・宮廷評議会の上訴審) として設立された⁴⁵⁾。

表(1) 評議官数の増加

年次	評議官総数	宮廷評議官数
1514	16	
1552	19	15
1579	45	39
1597	49	42

M. Lanzinner, *Fürst, Räte und Landstände*, Göttingen 1980, S.79 より作成。

宮廷評議会に於て議長 Präsident に次ぐ重要な地位を占めたのがカンツラー Kanzler

である。彼は、その学識にもとづいて宮廷評議会の審議を主導すると共に、書記局 Kanzlei の長官として宮廷評議会の決定事項の文書作成を監督した。しかし彼は、領邦君主の腹心としてその私的乃至は枢密事項により忙殺されたことから、1569年以降副書記長 Vizekanzler (= Hofkanzler) が任命され、宮廷評議会、書記局に於て次第にカンツラー (1586年以降 Oberstkanzler) にとって代わるのである (当初は代理) ⁴⁶⁾。

(ii) 宮廷財務庁

1550年には、新大公 Albrecht V. 即位当初の困難な財政事情 (父=前大公から莫大な負債を継承⁴⁷⁾) を直接の契機として、宮廷財務庁が設立された⁴⁸⁾。この官庁は、ラントの会計検査を付託された「宮廷評議会」の1小委員会を前身としており、1572年まで構成員の点で宮廷評議会と結合されている (パーソナルユニオン) ⁴⁹⁾。宮廷財務庁は、1572年に宮廷評議会から完全に独立し、領邦君主への従属度が以前より高く、かつ専門的能力を有する評議官から構成され⁵⁰⁾、1573年には固有の議長 (Hofkammerpräsident) を擁するに至った。その後この官庁は、17世紀前半の Maximilian I. 治下で特に彼の助成により盛期を迎え、この段階で初めて母官庁たる宮廷評議会との完全な同格的地位を確立すると共に、1630年には16名の評議官を有する領邦最大の官庁となる (宮廷評議官数は15名) ⁵¹⁾ のである。

宮廷財務庁は、領邦の中央財務官庁として宮廷と国家の収支を監督し、諸々の役人の任免にあたり領邦君主に協力し、領邦財政上の利害に関わる全ての問題に関与する。領邦君主の直轄権域 Kammergut に属する個々の収入源を管理する地方の諸財務行政役人 (Kastner, Zöllner, Mautner, Ungelter) 及びレントマイスターは宮廷財務庁に直属する。レント管区^{7Aト}の諸々の役人の会計検査は、レント管区^{7Aト} München については宮廷財務庁が直接行ない、他の3レント管区^{7Aト}については各々管轄するレントマイスターがこれを実施し、1年の所定の時期に宮廷財務庁に会計報告を行なうしくみである⁵²⁾。従って、宮廷財務庁は、宮廷評議会と同様に中級官庁にして領邦中央官庁という二重の機能を有しているのである。

また、宮廷財務庁のもとに宮廷出納局 Hofzahlamt が設置され、その役人として宮廷出納長 Hofzahlmeister (1550年)、出納監査官 Zahlgegenschreiber (1557年)、会計官 Kassier (1592年) が各々任命・配置された。1551年以降、領邦の収支を記録した宮廷出納局会計書 Hofzahlamtsrechnung がこの官庁により作成された⁵³⁾。

(iii) 宗務評議会

ほぼ1550年以降領邦貴族の指導者たちがルッター主義を受け入れ⁵⁴⁾、盃派 Calixtner (ウトラキスト派)、プロテスタントがバイエルン内で著しく拡大した⁵⁵⁾ことから、カトリックを護持する領邦君主と等族との間で1553~1570年に新教 die evangelische Konfes-

sion をめぐり激しい対立が生じた⁵⁶⁾。バイエルンの福音主義運動 *die evangelische Bewegung* は、二度目には領邦等族の運動 *Ständebewegung* として発現した (K. Bosl) といわれる所以である (一度目は、1520 年代前半から 1531 年の宗教訓令布告までの福音主義的民衆運動 *die evangelische Volksbewegung*⁵⁷⁾)。この中で 1556/57 年に、宗教事項を取り扱う最初の領邦中央官庁として *der Religions-und geistliche Lehenrat* が設置された。この官庁は、専ら領邦君主の世俗の評議官から構成され、(教区)教会官職の補任に関わる諸問題の処理を委ねられて、「聖職者の改革」を課題とした⁵⁸⁾が、この官庁をとりまく内外の諸事情(等族の著しい不評、評議官相互の軋轢、イエズス会士の München への到来等⁵⁹⁾)から、所期の目的を達成しないまま 1559 年に廃止された(1559—70 年には宗教事項は宮廷評議会と宮廷財務庁の合同会議で審議された)⁶⁰⁾。

その後、1563 年の所謂「貴族の陰謀」*Adelsverschwörung* 事件に於て首謀者とされたプロテスタント貴族が厳しく処罰され、アウグスブルク信条の承認を領邦君主からち取らんとするプロテスタントの企図が挫折した⁶¹⁾後、領邦内の聖盃運動 *Kelchbewegung*、プロテスタントが未だ排除されないが、これを統制しうる段階に到達した事情を踏まえて⁶²⁾、1570 年に宗務評議会がカトリック保護の防壁として⁶³⁾設立された。そして、1573 年の訓令により学校教育制度に対する監督、教会・修道院の財産管理の監督等の諸任務が新たに加えられ、聖俗の評議官 (3 名の世俗評議官、2 名の聖職者——Wilhelm V. (在位：1579—1597 年) 治下には聖俗各 4 名) から構成されることになった。但し、宗務評議会は、独立の中央官庁とはいえ、16 世紀に於ては、①重要な宗教事項の決議に際しては領邦君主の腹心の(枢密)評議官が審議に加わる、②教会・修道院の財産管理に対する監督権は宗務評議官と宮廷財務庁評議官により共同で行使される、③聖職者に対する国家的裁判管轄権は特殊神学的諸問題を除いてまず第 1 に(宗務評議会にではなく)宮廷評議会のもとにある、等他の中央諸官庁と種々に結合されていたのである⁶⁴⁾。

(iv) 軍事評議会

1583 年には、オーストリアの *Hofkriegsrat* を範として、軍事行政の中央官庁たる軍事評議会 (1628 年以降 *Hofkriegsrat*) が設立された。この官庁の活動は、軍隊の調達(兵員の徴募、解雇等)、軍隊の装備のための配慮、軍隊への糧秣供給の監督等、軍事行政の種々の領域にわたった。また軍事評議会の構成員である上級兵器廠長 *oberster Zeugmeister* により、軍事評議会と兵器廠 *Zeugamt* との結合関係が樹立された。但し、軍事評議会は、1590 年代初頭には軍事事項審議のための宮廷評議会の 1 委員会へと後退し、その後 1619/20 年の Maximilian I. の再組織により初めてより強固な組織と重要性を獲得したのである⁶⁵⁾。

(v) 枢密評議会

上述のように中央諸官庁が整備され、分業が進展するのに対応して、萌芽的には Albre-

cht V.治下に既に存在していたと考えられる枢密評議会が領邦統治の最高中央官庁として制度化されるのは、Wilhelm V.治下の1582年頃⁶⁶⁾のことである。上級ホーフマイスター Obersthofmeister (=ラントホーフマイスター：皇帝の宮廷の範にもとづいて1581年にバイエルンの宮廷に導入された上級ホーフマイスター職とバイエルン古来のラントホーフマイスター職とは本来別個のものであるが、両官職は実際には同一人物により保有され、以後Oberstlandhofmeister職へと融合する⁶⁷⁾)の司宰下で、2~10名の評議官(正規の枢密評議官と、審議事項に関わる他の中央官庁の長Spitzen)から構成される⁶⁸⁾枢密評議会に於ては、領邦の特に重要な諸問題(外交政策、領邦君主家門の事項、財政問題、領邦等族関連事項等)が審議された。

尚、枢密評議会の成立について、領邦君主の親政の観点から枢密評議会の起源を捉えようとする通説——枢密評議会は(絶対主義的)君主の親政に遡及し、君主自身の書記局(官房書記局)から、Ratskollegiumへの改組により枢密評議会が成立する——に対して、D. Albrecht及びR. Heydenreuterは、バイエルンの枢密評議会は、他の諸領邦におけるとは異なり、領邦君主の親政強化のために成立したのではなく、むしろ領邦君主の官房統治に対抗し、これを責任ある官庁により制限するために、また領邦君主の官房によってはもはや処理しえない諸々の国家的課題を固有の官庁に割り当てるべく、上級ホーフマイスター O. v. Schwarzenbergの主導下で成立したと主張している(君主の官房に対する Gegen-gründungとしての枢密評議会の性格の強調⁶⁹⁾)。

R. Heydenreuterによると、枢密評議会のこのような成立事情からして、大公 Wilhelm V.は、限られた形でのみ枢密評議会で統治を行ない、むしろ官房統治 Kabinettsregierungを志向したことから、統一的諸決定が下される場合に微妙な併存・対立が生み出されたのであり、父 Wilhelm V.との共同統治時代(1594年以降)に既に枢密評議会の主人となっていた Maximilian I.と共に初めて、枢密評議会は、その生成史からそれに付着していた Nebenregierungの性格を払拭したのである⁷⁰⁾。

(2) 役人の任用資格要件

さて、上述の如く領邦中央諸官庁の形成とそれらの専門化・官僚制化が16世紀後半以降促進されるが、領邦国家の増加する諸課題を背景とする中央官庁のこのような官僚制化の増大は、評議会勤務の労働集約度を著しく高め、評議官の構成にも影響を与えずにはおかない。M. Lanzinnerによると、Wilhelm IV.治下(16世紀前半)では、騎士・伯が貴族評議官の69%を占めている如く、貴族評議官の出自(身分的資格)が専門的資格(die fachliche Qualifikation)に比してより重要な要因と見なされたのに対して、16世紀後半の彼の継承者たちのもとでは、貴族評議官に占める騎士・伯の割合は53~51%に下降する一方に於て、大学を出て直接(中間段階なしに)領邦中央官庁に勤務する評議官数の増加が見ら

れる。これは、他の諸資格に対する養成 *Ausbildung* の重要性の高まりを表示するものである⁷¹⁾。また、1552年の *Hofstaat* リストで学識評議官が初めて固有のグループとして挙げられ⁷²⁾、1567年以降宮廷評議会に於て上述の如く騎士ベンチと学識者ベンチの区分が明確化する。

他方、領邦議会 (*Landtag*) に於ては1563年以降、領邦等族全体の諸自由を殆ど、あるいは全く知らない学識評議官が、ラント特権布告の規定（領邦君主の評議会にはバイエルン人である貴族出の有能なラント民^{ロイツ}を常に学識者数よりも多く任用する：Und zuevor in unserm rath allweg mer geschickht landleut vom adl so Bairn sind dann gelert haben und setzen.⁷³⁾）に反して、領邦君主の諸評議会 *Ratskollegien* にラント民^{ロイツ}よりも多く席を有しているとして、（領邦外出身の）学識評議官に等族の非難が向けられるようになる⁷⁴⁾。表(2)、表(3)は、領邦議会におけるこのような等族の訴願 *Beschwerde* の背景を端的に示している。これらの表から看取できるように、領邦君主の評議会に於ては、次第に後退する領邦貴族——但し、領邦貴族の中でも一部の者たちは、学識、教会・軍隊・国家行政における勤務を肯定することによりこうした時代の趨勢に対処せんとし、とりわけ下級貴族の富裕な中間層が評議官職に関心を有したのであるが⁷⁵⁾——に代って、法律上の専門的知識、実務能力を有する市民あるいは領邦外出身の貴族の数が、領邦君主の優遇策により増加してくるのである。

表(2) 領邦中央官庁の評議官に占める領邦貴族の割合

	バイエルン貴族	領邦貴族上層 (Turnieradel)		市民出自
1500年頃		50%		
Wilhelm IV.治下	49%	25%		21.9%
Albrecht V.治下	38%	15%	} 31%	42.5%
Wilhelm V.治下	22%	9%		45.6%

M. Lanzinner, *Fürst, Räte und Landstände*, Göttingen 1980, S. 187, 197f. 215f.; N. Frh. v. Schrenck-Notzing, *Das bayerische Beamtentum 1430-1740*, in: G. Franz (Hrsg.), *Beamtentum und Pfarrerstand 1400-1800*, Limburg 1972, S.29より作成。

さて、以上のような状況を背景として、1583年の領邦議会に於て領邦君主と領邦貴族（騎士身分 *Ritterschaft*）とが、領邦諸官職の補任をめぐり激しく応酬する事態に至った。騎士身分が領邦君主に提出した訴願書によると、彼らは現状を次のように把えている。ラント特権布告

表(3) 1550-96年の宮廷評議官、宮廷財務庁評議官の出自

領邦貴族	60名
領邦外貴族	34名
領邦内外の市民	90名
合計	184名 (そのうち 博士・得業士は55名)

N. Frh. v. Schrenck-Notzing, *a. a. O.*, S. 35より作成。

(Teil 1, a. i, ii 76) に於て領邦等族に確認された規定 (所謂 Indigenatsrecht : 内国人の権利 = 等族の官職補任請求権) 通りラント民が、プラーガー職^{プラト}及び他の諸官職に任用されておらず、貴族の内国人 (die Inländischen von Adel) がこれにより抑圧されている。また、ラントの慣行 (Landgebräuche) を知らず、全てを好んでラント外の習律にもとづいて (nach ausländischen Sitten) 規制せんと欲する者たち (異邦人) により忍びがたい多くの侵害が内国人に生じている。それ故、騎士身分は、領邦所属者 Landsassen (貴族一彼らは、彼ら及び彼らの領民の身体・財産をラントのあらゆる Obliegen に進んで提供せんと待ち構えている) を異邦人 die Fremden に優先して評議官職や他の諸官職に任用するように領邦君主に要求したのである⁷⁷)。

この要求に対する領邦君主 (Wilhelm V.) の回答は、大略次のようである⁷⁸)。君主には自己のラント民^{ロイツ}により宮廷、^{レギールンゲン}地方政庁、他の諸官職に於て至当であるように勤務されることよりも好ましいことはないのであり、評議官職のために有能なラント民^{ロイツ}を繁く探し求めているのである (ire f. Gn. wollte nichts lieber, dann daß sie von ihren eignen Landleuten sowohl an dero Hof als sonst bei den Regierungen und Ämtern wie sich gebührt, bedient werden möchten. . . . wie oft Wir nach tauglichen Landleuten, so zu Ratsdiensten und Ämtern gezogen werden möchten, Nachforsch haben, . . .)。しかしながら、ラント民^{ロイツ}には、第1に宗教 (die Religion) が、第2に能力 (Geschicklichkeit) が、第3に勤務への熱意が欠如している。従って、非は、領邦君主ではなく、他ならぬ勤務条件を欠如せる騎士身分自身に存するのである (Es will aber etwa an der Religion, Geschicklichkeit, auch an ihnen selbst, daß sie viel lieber daheim müßig gehen, dann sich zu ehrlichen Diensten begeben, eines Teils aber um kein Gleiches dienen, sondern gleichs anfangs ehe sie zu brauchen übersoldet sein wollen, Mangel erscheinen. . . . also daß der Stand der Ritterschaft, da hierin Mangel sein soll, die Schuld Niemand Anderem dann ihnen selbst zu geben hat.)。こうして、領邦等族の官職補任請求権は、領邦君主の側から次第に法的にも空洞化されていくのであるが、領邦君主のこの回答から明らかなように、「勤務への熱意」はともかくとして、第1に宗教 (カトリック教)、第2に Geschicklichkeit (能力) の2つの条件が、とりわけ中央官庁・評議会における任用の資格要件として等族 (貴族) に提示されているのである。そこで次にこの二要件を検討したい。

(i) 宗教的要件

バイエルンに於ては、16世紀の50年代後半以降領邦君主により次第に強力に推進される反宗教改革の中で、領邦君主の役人もまた正統のカトリックを信奉することを要求された。そして、1560年代以降プロテスタントは、君主の勤務から排除されていくのである。16世紀の70年代に入ると、新たに領邦君主の役人となる者は、等族の諸特権に対する従来

からの慣習的宣誓の代わりに、Tridentinum(トリエント公会議決議⁷⁹⁾)に対する宣誓=信仰宣言 *professio fidei* の履行を要求されることになり⁸⁰⁾、この *professio fidei* が、領邦諸官職への任用の資格要件として確立するのである。

1590年の宮廷評議会訓令によると、「今後何びにも——彼が、通常の職務宣誓以前に、司教座聖堂首席司祭 Brobst、大聖堂首席司祭 Dechant あるいは余の宗務評議会の成員の誰に対してであれ、(1563年に)開催された聖トリエント公会議にてまとめられた形態が明示している如きカトリックの信仰宣言 (*Professionem fidei Catholicae, wie die im Heyligen iungstgehalltenen Concilio zu Triendt verfasste form vermag*) を履行したのでなければ——評議会の席 (Session) を与えてはならないし、秘書官、書記官等々が任用されてはならない。かくして、真の唯一救済をなすカトリック教に帰依していない者は、何びとも評議会に受け入れられてはならない」と規定されており⁸¹⁾、更に翌年の大公 Wilhelm V. の指令により、「愛息マクシミリアン、君主の全役人、僕、全ての都市役人と書記、ドイツ語・ラテン語の教師は、直ちに Tridentinum を誓約すべきであり、この宣誓なしには今後何びとも任用されてはならない」と厳命されている⁸²⁾ 如くである。この *professio fidei* は、1726年4月8日付の領邦君主の指令が、依然として「カトリック教会への所属と信仰宣言の履行」を官吏任用の条件として規定している⁸³⁾ 如く、向後2世紀にわたり領邦官吏任用の資格要件をなすのである。

かくして、領邦君主は、カトリックの信仰宣言 *professio fidei* の履行を条件として官職譲与を志願者の信仰上の忠誠に依存させることにより、領邦貴族——彼らにとり領邦の諸官職への就任は収入・政治的影響力の点で *Lebensfrage* であった⁸⁴⁾——を旧来のカトリック信仰に保持する重要な権力手段を手に入れたのである⁸⁵⁾。異信者=プロテスタント貴族は、領邦の諸官職から排除されたことから、1597年の宗派リストによると、バイエルン領邦内のプロテスタント貴族は、著名な者をも含めて、ただの1人もラントのプラーガー、München の評議官として領邦君主に勤務していないことを確認することができるのである⁸⁶⁾。

他方、宗教的迫害により多くの有能な内国人が故郷を追われ、在地の人材不足が感知できるようになる⁸⁷⁾。1583年の領邦議会における領邦君主の上述の回答は、このような事態を踏まえたものと思われるが、領邦君主は、彼の領邦が十分に供給しえない有為の人材を領邦外に求めたのである⁸⁸⁾。

(iii) *Geschicklichkeit* (能力)

大公 Wilhelm V. 治下で、帝室裁判所 *Reichskammergericht* の範にもとづいて1580年代以降宮廷評議会・地方政庁の^{レギールンク}評議官職(学識者・騎士ベンチ)についての任用資格要件として導入され・定着した(史料的に最初に確認できるのは1587年⁸⁹⁾)のが、*Proberelation*

(法律的鑑定書作成試験)である⁹⁰⁾。評議官職の志願者は、職務に必要な彼の法律上の専門的知識・能力を証明するために、彼に提示された・宮廷評議会に係属せる係争について法律的鑑定書と判定の提案を作成・提出し、場合によってはこれを口頭でも報告しなければならない。多くの貴族身分の志願者にとってはこの Proberelation は、自己の法律的能力を証明する殆ど唯一の機会であった。志願者により提出された鑑定書を検討するのは宮廷評議会(あるいは枢密評議会)であり、ここで作成された志願者の勤務に対する適性に関わる鑑定書にもとづいて、領邦君主が当該志願者の任用について最終決定を下した。Proberelation について一定の評価を得た志願者は、当初地方政庁レギスラントの評議官に任用されるのが通例であり、直ちに München の宮廷評議官職に就くのは、きわめて高い評価を得た志願者だけであった。

この Proberelation は、Maximilian I. 治下でバイエルン中央官庁の確固たる制度となる⁹¹⁾のであるが、これを免除されるのは、①既に他の君主への勤務に於てその能力・資格を十分に証明済みの者がバイエルンの評議官職に任用される場合、②地方政庁レギスラントから宮廷評議官に転ずる場合、の2つである⁹²⁾。

勿論他の資格要件——領邦の内外の大学(バイエルンのインゴルシュタット大学等)での修学、ラテン語の能力等——も存在したが、申し分のない Proberelation は、宮廷評議会における任用・昇進の不可欠の条件(*conditio sine qua non*)と見なされたのである⁹³⁾。尚、宮廷財務庁については、実務的能力・経験が重要な任用基準をなしており、そのことからして宮廷財務庁評議官の大部分が(領邦内)の市民身分の出自であった⁹⁴⁾。

かくして、16世紀後半以降のバイエルンに於ては、領邦国家の国家的諸課題の増加、中央諸官庁の整備に対応して、法律上の専門的知識、実務能力・経験を有する役人が、中央官庁に於て重要な役割を果たすようになる。この傾向は、17世紀前半の Maximilian I. 治下に於て一層顕著となり、中央行政を指導する役人の(宗教的専門的)資格を重視した彼の人材登用により、宮廷評議会・枢密評議会の構成員の半数以上をバイエルン外のカトリック諸領邦(特にシュワーベン等)の出身者が占めることになったのである⁹⁵⁾。尚、評議官職に於ては、プラーガープラハ職におけるとは異なり、プッリユンデ・給養の観念は何ら役割を演じていない⁹⁶⁾。

ところで、表(4)―(i)は、R. Heydenreuter の研究にもとづいて、Maximilian I. 期における総数 190 名の宮廷評議官(Nr.4 等例外が若干名存在)を対象としてプラーガーアムトへの就任状況を調査したものであり、79 名(約 42%)について対応関係を確認することができた。尤もこれは宮廷評議官一般であり、表(5)により Maximilian I. 期の中央諸官庁の指導的役人に限定して考察すると、プラーガーアムトとの対応関係・兼職の割合は更に

表(4)大公・選帝侯マクシミリアン一世期の宮廷評議會官・宮廷財務庁評議會官とプフレージャー職
(i)宮廷評議會官

番号	官職保持者	枢密評議會	宮廷評議會	宮廷財務庁	その他	プフレージャー職 (300fl.)	修学の地
1	Dr. Walter Aach	1625-(Tiel)	1622-25 1622-25 Kanzler			1624-Pflegnutzung (300fl.)	
2	Dr. Johann Chr. Aebegg	1635-	1615-19, 1625-44 1625-44 Kanzler		(1619-25 帝室裁判所) 1627 Geistlicher Rat	1629-44 Uttendorf	インゴルシュタット大学
3	Liz. Johann Adlzreiter	1643- 1649-Vizekanzler 1650-Ratskanzler (Oberstkanzler)		1625-	1639/43 - 50 Geistlicher Rat 1623- Regierungsrat Straubing	1657-62 Moosburg	インゴルシュタット大学
4	Dr. Johann G. Aurbach			1640- 1663-75 Vizedirektor	1641-63 Kastner München 1663-75 Kämmerer	1670 Pflegnutzung (300fl.) 1650-68Landau	インゴルシュタット大学
5	Konrad d. Jüngere v. Bemelberg		1602-06 1602-1606 Präsident			1606-16 Wemding	インゴルシュタット大学 アルグメント イタリア
6	Dr. Johann Peringer	1624/25-40	1617-	1617-	1622-26 Lehenpropst	1626-40	Weilheim
7	Friedrich Chr. von Pienzenau		1612-21		1612-21 Kämmerer 1621-27 Vitztum in Straubing	1617-28 Deggendorf	
8	Hans Ulrich Pirchinger		1629-		1629- Truchseß	1636-	Schwarzach
9	Dr. Matthias Bittelmaier		1595-		1603-31 Kanzler in Landshut	1613-31	Kirchberg
10	Michael F. Blarer v. Wartensee		1623-	1631-	1623 Truchseß 1625 Mundschenk 1628 Kämmerer	1642-48 Pflegnuß von Reichenhall	

11	Johann Chr. von Preysing	1621-	1604-15, 1623-32 1623-32 Präsident		1615 } Vitztum in 1622 } Landshut 1621 Statthalter der Oberpfalz 1629- Obersthofmarschall	1612-20 Wasserburg Bärnstein 1620-32	インゴルスエタット大学 シエナ大学 パドヴァ大学 (法律学)
12	Johann Warmund von Preysing		1600-1605		1628-43 Vitztum von Straubing	1606-48 Vilshofen	Dillingen イタリヤの諸大学
13	Johann Max von Preysing		1635-		1635- Kämmerer 1657-66 Hauptmann von Burghausen	1652-68 Wolftratshausen	フランス (Nr. II. の長子)
14	Johann Chr. Frh. v. Preysing		1646-		1647- Kämmerer	Tölz	インゴルスエタット大学 イタリヤ, フランス, イングランド, オラ ンダ
15	J. Wilhelm Frh. zu Königsegg		1618-		1617- Kämmerer	1626- Neustadt	インゴルスエタット大学
16	Julius Frh. v. Crainneck		1624-32 1631-32 Oberrichter			1631-32 Deggendorf	
17	Philipp Kurz v. Senftenau	1629-	1587-89 1591-		1601 Kämmerer 1617-35 Frauenhofmeister	1596-1640 Friedberg	
18	Maximilian Kurz von Senftenau	1625/36- 1648-62 Obersthofmeister 1652 Geheimer-u. Administrations- ratskanzler			1622- Kämmerer 1625 Obersthofmarschall 1643 Oberstkämmerer	1632-35 Bärnstein 1636-41 Kling 1641-62 Friedberg	インゴルスエタット大学 (Nr. 17の息子)
19	Liz. Hans Ulrich Kypell		1630-36		1623- Regierungsrat in Straubing 1636-53 Kanzler und Le- henprost in Amberg	1636- Hirschau	
20	Hans Albrecht v. Dandorf		1603-13 1617-18		1618-29 Statthalter Donauwörth	1625-35 Kling 1635 Stadtmhof	

21	Gundaker Frh. v. Tannberg		1600-1607-23 Präsident		1604-07 Vitztum in Landshut	1616-25 Rosenheim	インゴルシュタット大学
22	Hans Chr. Tanner		1610-1614-16 Oberrichter (代理) 1626-30/31 Oberrichter 1639/40 Vizepräsident	1617-	1616-24 Rentmeistr in München 1640 Kämmerer 1647- Revisionsrat	1622-26 Weilheim 1626-65 Vohburg	
23	Aeodatus Tanner		1643-		1643- Kämmerer	1665-86 Vohburg	(Nr. 22の息子)
24	Wolf J. Frh. v. Taufkirchen	(次の選帝侯治下で枢密評議官)	1649- (次の選帝侯治下で) Präsident		1651- Kämmerer	1655-56 Weilheim 1656-92 Mörrmoosen	
25	Hans Albrecht Dichtl		1591-		1594- Geistlicher Rat	1598-1624 Starnberg	
26	Dr. Joachim Donnersberger	1598-1599-1650 Oberstkanzler	1587-92		1593-98 Kanzler in Landshut	1602-21 Marquartstein 1621-28 Uttendorf 1635-50 Wasserburg	インゴルシュタット大学
27	Rudolf von Donnersberg		1613-1616-25 Hofoberrichter		1628-40 Hauptmann von Burghausen	1621-23 Marquartstein 1623-40 Landau	(Nr. 26の息子)
28	Wolf D. v. Törring	1646- (Titel)	1624-1635-46 Präsident (1635-37 代理)		1624- Kämmerer	1639-74 Traunstein	
29	Georg K. Frh. v. Törring		1601-		1604- Kämmerer 1615- Oberstallmeister 1622- Obersthofmarschall	1606-25 Kling	
30	Johann Veit v. Törring		1627-30		1608- Regierungsrat in Burghausen 1627-30 Kämmerer	1619-30 Mörrmoosen	
31	Georg Adam Edelweck		1634-		1634- Kämmerer	1634-54 Winzer	

32	Johann J. Edelweck		1649-52				1618-20 Regierungsrat in Landshut 1622- Kriegsrat (1623 Direktor)	1654-78 Winzer	(Nr. 31の息子)
33	Hans Wilhelm Eisenreich		1620-22	1622-				1626-27 Kranzberg	
34	Christoph U. Eisenheimer		1608-1609-1622/23	Präsident			1604-09 Rentmeister 1590-93 Regierungsrat in Landshut	1590-95 Traunstein 1596-1630 Mainburg	インゴルシュタット大学
35	Hans Georg v. Etdorf		1571-92				1571-99 Obersjägermeister	1572-99 Trostberg	
36	Theodor Viebeck		1588-	1588-1595-96 Präsident 代理			1588- Rentmeister 1594- Hof-Kriegs- und Kammerrat 1622-23 Oberstzeugmeister	1593-1601 Pfaffenhofen 1601-26 Erding	
37	Dr. Otto Forstenhäuser		1593-1626 1620-22 Hofkanzler				1616-27 Geistlicher Rat	1622- Waldeck (Landrichteramt)	インゴルシュタット大学
38	Liz. Anton O. Forstenhäuser		1631-34				1631 Regierungsrat in Landshut	1649-66 Mindelheim	(Nr. 37の息子)
39	Wilhelm von Fugger	1629- (Titel)	1612- (1623)				1614- Kämmerer 1624- Oberststallmeister 1605-10 Oberststallmeister	1622-59 Braunau	
40	Anton Fugger		1605-1610				1606-08 Kämmerer	1611-16 Rain	
41	Bonaventura Fugger		1639-				1639- Kämmerer	1644-93 Landsberg	
42	Dr. Johann Gaalkirchner	1587-1606-21	1587-1589/90-1606 Hofkanzler				1590-1606 Lehenpropst	1606-17 Traunstein	インゴルシュタット大学 パドゥア大学 シエナ大学
43	Dr. Christian Gobel		1618-22 1623-25					1623-26 Pleystein 1629- Haag (Landrichter)	インゴルシュタット大学

44	Johann B. Guidebon Cavalchino	1594-97 1594-95 Obersthofmeister (代理)	1580-	1580-83 Oberstallmeister 1595-96 Obersthofmarchall	1594-1603 Tölz	
45	Stephan Frh. v. Gumpfenberg	1598-	1575-	1584-87 Oberstallmeister Vorsitzender des Kriegsrats 1598-1601 Obersthofmarschall	1596-1604 Rain	
46	Paul H. Frh. v. Gumpfenberg		1598-1601	1598-1601 Kämmerer	1604-10 Rain	(Nr. 45の息子)
47	Georg Frh. v. Gumpfenberg		1605-	1612-20 Kämmerer	1618-20 Weilheim	
48	Wolf L. Frh. v. Gumpfenberg		1636-43	1636- Kämmerer	1645-48 Kelheim	(Nr. 47の息子)
49	Heinrich von Haslang		1590-94 1596-1603 1601 Präsident	1596-1603 Kämmerer	1602-06 Vilshofen	
50	Georg R. von Haslang		1622-23		1636-76 Abensberg	
51	Georg Chr. von Haslang	1645-	1621-	1635-43 Kämmerer 1643- Hofmarschall (1645-) Oberstkämmerer	1639-62 Pfaffenhofen	インゴルジュタット大学 (Nr. 49の息子)
52	Hans J. von Haslang	(次の選帝侯治下 で枢密評議官)	1642-	Kämmerer 1662-77 Vitztum Landshut	1656-62 Aichach	
53	Dr. Hans G. Herwarth(d. Ä.)	1590-(99) Oberstkanzler	1577-83 1585-		1592-1622 Schwaben	インゴルジュタット大学
54	Dr. Hans G. Herwarth(d. J.)	1637-	1618-22	1628 Direktor des pfälzischen Kammerwesens	1622-57 Schwaben	インゴルジュタット大学 (Nr. 53の息子)
55	Johann W. Herwarth	1663 (Titel)	1640-43 1645-49	1649-56 Kastner und Rat in Burghausen	1681-91 Suhwaben	(Nr. 54の息子)

56	Johann L. Herwarth		1649- 1649-54 Hofberrichter		Revisionsrat	1657-81 Schwaben	(Nr. 54の息子)
57	Hans E. Imhof		1622-24	1624-27		1627-28 Schongau	
58	Dr. Wilhelm Jocher	1610-	1604-			1604- Dachau	インゴルシュタット大学
59	Georg Konrad v. Lerchenfeld		1637-41 1654 - Hofberrich- ter	1645-	1641 Regierungsrat Straubing	1656-68 Stadthof	
60	Wolf S. Frh. v. Leublfing		1641-52		Kämmerer	1647- Gnadengeld (400fl.) (Pflegeを与えられる まで)	
61	Albrecht W. Lösch		1643- 1645-49 Hofberrich- ter 1649 Präsident代 理 1666- Präsident		1649 Kämmerer 1666 Vitzum Burghausen	1662-70 Kraiburg	インゴルシュタット大学
62	Dr. Johann Mändl	1634-		1616- 1632/33-62 Präsident	1626- Lehenpropst	1636-62 Dachau	インゴルシュタット大学 イタリア (Perugia)
63	Liz. Matheus Marquardt	1662-	1646-		1645-46 Regierungsrat Straubing 1656- Revisionsrat	1652-71 Dingolfing 1670-75 Dachau	
64	Wilhelm Frh. von Maxtrain		1616-		1617- Jägermeister 1628/29- Oberst- jägermeister 1618-19 } Kämmerer 1623-24 }	1620-39 Hohenschwangau 1639-51 Wolftratshausen 1651-55 Neumarkt a. R.	
65	Adam Frh. von Muggenthal		1623-			1648-55 Kelheim	

66	Veit Johann von Neuhaus		1621-31		1618 Truchseß 1625- Kämmerer 1631- Registrationsrat Straubing	1633-42 Straubing (Landrichter) 1628-31 Deggendorf 1631 Kelheim 1643-62 Hengersberg	インゴルシュテット大学 ブルグアント フランス イタリヤ
67	Christian Graf zu Ortenburg		1636-		1636-43 Kämmerer 1679- Statthalter in der Oberpfalz	1639-44 Eggenfelden	
68	Ernst Ramung		1595-1600	1601-1603	1598-1601 Rentmeister	1599-1626 Dingolfing	
69	Dr. Bartholomäus Richel	1625- 1623 Vizekanzler	1622-		1627- Geistlicher Rat	1625-49 Rosenheim	インゴルシュテット大学
70	Dr. Caspar Schmid	1656- 1662 Geheimrats- vizekanzler 1675 Kanzler	1651-		1651- Revisionsrat 1662- Oberstlehenpropst	1665-69 Moosburg 1669-90 Aibling	インゴルシュテット大学
71	Oswald von Schuß		1636-43		1635 Regierungsrat in Straubing	1643-56 Rottenburg	
72	Victor Adam von Seiboldsdorf		1621- 1632-35 Hofoberrichter		1629-30 } Kämmerer 1633-34 } 1648-49 } 1648-57 Hauptmann in Burghausen	1630-49 Donauwörth (Stadtpfleger) 1655-58 Mitterfels	インゴルシュテット大学
73	Ulrich Speer	1590-95 (Sekretär)	1590-1603	1595-	1584/86- Hofratssekretär	Murnau	
74	Wenzel Reichart Frh. von u. zu Sprinzenstein		1621-		1621- Kämmerer	1622- Soldaddition (200fl.) (Pflegeを得るまで) 1626-38 Wolfrats- hausen	
75	Hans Urban von Stinghaim		1595-99			1600-31 Teisbach	
76	Dr. Johann Sigmund von Wagnereck	1607-	1592- 1606-17 Kanzler		1593-1617 Geistlicher Rat	1608-17 Weilheim	

77	Dr. Johann Wämpfl	? -	1649- (1677- Hofkanzler)		1645- Regimentsrat in Straubing 1649- Revisionsrat 1599-1626(Obrist- Jägermeister 1617- Kämmerer 1620-24 帝室裁判所 Präsident 1624-35 Kämmerer	1671-94 Kraiburg 1595-99 Stadtmhof 1606-26 Vohburg 1627-35 Wemding	Tübingen大学
78	Lorenz von Wensin		1599-1623				
79	Paul Andreas Frh. zu Wolkenstein	1624-35					

(ii) 宮廷財務庁・他

80	Rudolf von Polweil	1594- 1595-96 Obersthofmeister			1588-95 Statthalter Ingolstadt	1594-96 Bärnstein 1596-1602 Vilshofen	
81	Hans Schrenck von Notzing	1578- 1591- Hofoberrichter		1588- 1597-1609 Präsident	1595-97 Rentmeister	1598-1616 Aibling	
82	Oswald von Schuss(Senior)	1626-		1609- 1623-32 Präsident		1622-32 Rottenburg	

表(4)-(i) R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat unter Herzog und Kurfürst Maximilian I. von Bayern 1598-1651*, München 1981, S. 301ff. より作成。
 表(4)-(ii) M. Lanzinner, *Fürst, Räte und Landstände*, Göttingen 1980, S. 305, 398; H. Dollinger, *Studien zur Finanzreform Maximilians I. von Bayern in den Jahren 1598-1618*, Göttingen 1969, S. 127ff. und S. 393 Anm. 100; E. Geiss, *Die Reihenfolge der Gerichts- und Verwaltungsbeamten Altbayerns nach ihrem Vorkommen vom 13. Jahrhundert bis zum Jahre 1803*, Teil II, in: *Oberbayerisches Archiv*, Bd. 28 (1868/69), S. 77 より作成。

表(5) 大公・選帝侯マクシミリアン一世治世期(1598—1651年)の領邦中央官庁の指導者・重要な構成員

番号	官職名 官職保持者	在任期間	表(4)	(註)
	I. 枢密評議会			
	Obersthofmeister (Obristlandhofmeister)			
1	Rudolf von Polweil (Verwalter)	1595—1596	80	
2	Wolf Konrad Graf von Rechberg (1602-09 als Verwalter)	1602-1617		
3	Johann Graf von Hohenzollern	1618—1638		
4	Max Kurz von Senftenau	1648—1662	18	
	Oberstkantler			
5	Dr. Hans Georg Herwarth	1590—1599	53	
6	Dr. Joachim Donnersberger	1599—1650	26	
7	Liz. Johann Adlzreiter	1650—	3	
	II. 宮廷評議会			
	Hofratspräsidenten			
8	Wolf Konrad Graf von Rechberg	1596—1602	1601年：Nr. 49が代理	
9	Konrad von Bemelberg	1604—1606	5	
10	Gundekar von Tannberg	1607—1623	21	
11	Johann Christoph v. Preysing	1623—1632	11	S. 310f.
12	Wolf Dietrich von Törring (1635—37 als Verwalter)	1635—1646	28	
13	Johann Friedrich v. Pienzenau	1646—1655		
	Hofkanzler			
14	Dr. Johann Gailkirchner	1590—1606	42	
15	Dr. Johann Sigmund Wagnereck	1606—1617	76	S. 358
16	Dr. Johann Georg Brugglacher	1617—1620		
17	Dr. Otto Forstenhäuser (Verwalter)	1620—1622	37	
18	Dr. Walter Aach	1622-1625	1	
19	Dr. Johann Christoph Abegg	1625—1644	2	

20	Liz. Maximilian Unfried	1648—1651		
21	Dr. Johann Ernst	1651—1667		
	Hofoberrichter			
22	Karl Kulmer	1596—1604		
23	Wolf Höhenkircher	1604—1606		
24	Bernhard Barth	1606—1609		
25	Georg Hundt (Verwalter)	1609—1614		
26	Hans Wolf Viepeck (Verwalter)	1614		
27	Hans Christoph Tanner (Verwalter)	1614—1616	22	
28	Rudolf von Donnersberg	1616—1625	27	
29	Hans Christoph Tanner	1626—1630	22	
30	Julius von Craineck	1631—1632	16	
31	Dr. Ottheinrich Schobinger (Verwalter)	1632		
32	Viktor von Seyboldsdorf	1632—1635	72	
33	Johann Albrecht v. Haimhausen	1635—1638		
34	Hans Sebastian Nothaft	1638—1645		
35	Albrecht Wilhelm Lösch (1645—1646 als Verwalter)	1645—1649	61	
36	Johann Ludwig Herwarth	1649—1657	56	
	III. 宮廷財務庁			
	Hofkammerpräsidenten			
37	Hans Schrenck	1597—1609	81	
38	Christoph Ulrich Elsenheimer	1609—1623	34	
39	Oswald Schuß	1623—1632	82	
40	Dr. Johann Mändl	1633—1662	62	
合計	40名 (実数 38名)		25名 (実数 24名 : 63.2%)	

R. Heydenreuter, Die Behördenreform Maximilians I., in: *Wittelsbach und Bayern*, Bd. II—1, München 1980, S. 249-250 をもとに作成。

(註) R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat unter Herzog und Kurfürst Maximilian I. von Bayern 1598-1651*, München 1981.

高まる (62/63%) ののである (枢密評議会の Oberstkanzler, 宮廷財務庁議^{プレジデント}長については 100%, 宮廷評議会^{プレジデント}長については 67%)。

従って、16 世紀末以降領邦君主がプラーガーアムトを役得^{プレジデント}プアリュンデとして譲与した功績のある宮廷役人・評議官とは、とりわけ上述の諸資格=正統のカトリックにして法律上の専門的知識、実務能力を備えた役人たち (彼らの多くが身分、人物の点でも申し分のないことは言うまでもない) であった (尚、後述する 1628 年の宮廷財務庁鑑定書を参照)。その際、1638 年の枢密官房訓令に「当該人物にプラーガーアムトが、さながら彼らの俸給・給金の一部として与えられるから」(„weiln der gleichen persohnen die pflegen vnd ämbter gleichsam als ain thail irer Salarien vnnnd besoldungen gegeben werden “) ⁹⁷とあるように、プラーガー^{アムト}職の譲与は、(現任もしくは退任した) 功績顕著な役人に対する領邦君主の恩恵施与・増俸 Gehaltsaufbesserung の方法であり、彼ら役人は、Hauptpfleger として任地に不在のままプラーグ^{管区}の収入を取得し、代理人 (プラーガー職代理) をアムトに配置し、これに報酬を支払う義務を負うにすぎない⁹⁸)。領邦君主自身が、このような形でプラーガーアムトの冗官 (Sinekure) 化、役得^{プレジデント}プアリュンデ化を積極的に推進した背景には、第 1 に、領邦財政の慢性的財政難という事情があり、第 2 に、プラーガーアムトを役得^{プレジデント}プアリュンデとして譲与することにより、他の資力の欠如にも拘わらず、領邦の内外の傑出した人材を比較的容易に領邦中央官庁の高級官職に登用することができるという配慮が働いたものと思われる⁹⁹)。ところで、プラーガー職代理制度及びプラー

ガーアムトの (役得) プアリュンデ化は、R. Heydenreuter によると、16 世紀以降のバイエルンにおける中央官庁の役人の増加、並びに宮廷 Hofstaat の拡大 (表(6)参照) のための前提条件をなしているという¹⁰⁰)。そこで、上述のことと合わせてこれを更に敷衍するならば、領邦バイエルンに於て 16 世紀後半以降中央官庁・宮廷の指導的な専門的実務的役人 = „Staatsbeamte“ (N. Frh. v. Schrenck-Notzing) ¹⁰¹) を存立せしめた重要な要因の 1 つは、役得^{プレジデント}プアリュンデとしてのプラーガーアムト並びにプラーガー職代理制度であると言えるであろう。

表(6) バイエルンの Hofstaat の拡大

年次	Hofstaat	増加率	備考
1508 ^年	162 ^名	100	
1552	384	237	
1556	485	299	
1571	866	535	
1573	711	439	ミュンヘンの宮廷
1586	754	465	ミュンヘンの宮廷
1591	700	432	ミュンヘンの宮廷

M. Lanzinner, *Fürst, Räte und Landstände*, Göttingen 1980, S.22 より作成。

III. プッレーガー職代理制度の展開

(I) 領邦国家による規制

上述の前提・背景のもとにとりわけ 16 世紀後半以降広汎に普及するプッレーガー職代理制度に於て、代理人は、プッレーガーの諸々の職務を当該管区で代行し、その報酬として、プッレーク管区フックの諸収入から定額の Amt 賃貸料 (Absent, Deputat) をプッレーガーに支払ったのちの残余を自身の懐に入れるか、あるいはプッレーガーにより給金を支払われた。代理人の人選・任用は、本来専らプッレーガーがこれを行なうしくみであった¹⁰²⁾。

しかるに、当該制度の広汎な普及に伴い、とりわけ代理人による職務権限の行使の点で領邦君主の利害の侵害、管区民の抑圧等の弊害が次第に顕在化してくることから、領邦君主及び中央政府（特に所轄官庁としての宮廷財務庁）としても何らかの対応を迫られることになった。既に 1588 年に宮廷財務庁は、大公への報告の中で、プッレーガーが Nebenamt (兼官) と共にプッレーガー職フックを保有している場合、彼の通常の職務に於て利益よりはむしろ懈怠をもたらすとして、領邦中央官庁の役人等へのプッレーガー Amt の譲与により、代理人による職務代行が著しく進展することに警告を発している¹⁰³⁾。これはいわば先駆的事例であり、そこでは未だ兼職の弊害が指摘されているにすぎない。

プッレーガー職代理制度それ自体の弊害とその原因が領邦君主・中央官庁により認識され、対応が本格化するのには、Maximilian I. 治下の 17 世紀初頭以降のことである。その契機を与えたのは、Landshut のレントマイスター Stephan Schleich (在任：1583—1611 年¹⁰⁴⁾) が 1600 年及び 1602/1603 年の二度にわたり領邦君主に提出した改革鑑定書 Reformgutachten である。これによると、代理人の任用に際しては、Amt に応じた資格 Qualifikation (知識・人物 in der wissenschaft vnd der person qualificirt) よりむしろプッレーガーへの高額のアムト賃貸料 Absent の提供が重視されており (プッレーク管区フック Erding におけるその額は 1000 グルデン：Amt 保有者は前掲表(4) Nr.36)、その支払義務を負わされた代理人により管区民が (負担の転嫁により) それだけ苦しめられるのみならず、レント管区フック Landshut の地方政庁 (監督官庁) は、(プッレーガーによる) 代理人の不規則な解雇に煩わされている。この鑑定に対して領邦君主は、宮廷財務庁によるプッレーク管区 (=Land-und Pfliegerichte：1598 年のラント台帳 Landtafel によると当時 77 管区に 77 名のプッレーガーが在職している¹⁰⁵⁾) の調査の要を余白に注記している¹⁰⁶⁾。そして君主は、この鑑定を踏まえた 1603 年 7 月 21 日の指令 Dekret に於て、上述の事情により資格を備えた代理人が任用されないことから「プッレーク管区行政に於てあらゆる不備・不都合が生じている」ことを確認し、これらの不法の是正のためにプッレーガー職代理とその職務遂行状況の調査にもとづいて鑑定書を作成し提出するように宮廷財務庁に命じたのである¹⁰⁷⁾。

このようにして、プラーガー職代理制度の弊害の原因が、代理人の報酬形態とそれに規定された人選に存することが明らかにされたのであるが、これは、上述の報酬の二形態に応じて次のように捉えられている。第1に、プラーガーが、職務に対する資格を欠いた人物を代理人として任用し、これに対して代理人に毎年高額の見返り *Rekompens* (アムト賃貸料) を要求するか、あるいは代理人にプラーグ管区^{アムト}の諸収入を会計させて、代理人の無能の故にこの中から低額の給金しか割り当てていないのであるが、代理人は、この給金で生計を維持しえず、不可避免的に管区民の搾取に走らざるをえない (1615年の領邦君主の指令 *Dekret*¹⁰⁸)。因みに、1628年の宮廷財務庁鑑定によると、無能な代理人 *untaugliche Verwalter* は、資格を備えた人物よりも容易に、かつ低額の給金で任用されうるとい¹⁰⁹。第2に、1617年の宮廷財務庁訓令 *Hofkammer-Ordnung* によると、ラントの種々のラント裁判区 (プラーグ管区^{アムト}) に於てプラーガー職代理が、彼らの私的利益のために彼らの職責 *Ambtspflichten* 及びラント法、裁判条令に反して多くの不法を働き、管区民を抑圧・搾取しているが、彼らの自白によると (*jrem sebbs bekhennen nach*)、彼らがプラーグ管区^{アムト}の諸収入から約束のアムト賃貸料 *Deputat* をプラーガーに支払うと、彼らが妻子と共に生計を立てうるほどのものが彼らの手に残らないことがその理由である、とされている¹¹⁰。そこで以上のような認識を踏まえて、領邦君主・中央政府によるプラーガー職代理制度への介入・規制は、代理人の任免、給養形態の両面から行なわれることになったのである。

まず、1615年の宮廷財務庁宛指令 *Dekret* は、プラーガーにより新たに任用される代理人の資格 *Qualitäten* を調査し、プラーガーと代理人との間で協定された報酬が不十分である場合には改善すること、またさし迫った代理人更迭に際しては代理人の離職の理由を調査し、彼が職務に適任であるにも拘らず報酬の低いことが離職理由である場合には、プラーガーに善処を求めるよう宮廷財務庁に命じ、更に、領邦君主の了承なしに代理人を更迭することを禁止すると共に、更迭の理由、新任の代理人の人物・報酬についての報告を求めた¹¹¹。1617年の宮廷財務庁訓令は、更に進んで、以下の形でプラーガー職代理制度とその報酬を宮廷財務庁の監督下におこうとした¹¹²。第1に、宮廷財務庁は、プラーガーとの間で締結された代理人の *Bestallung* を検査し、それが代理人に十分な報酬を保証するものでない限り、代理人を認可し、(宮廷財務庁、^{レギスラツク} 地方政庁に対して¹¹³) 職務宣誓を行なわせてはならない (*khainen Pflegsverwalter confirmiere noch in Pflicht nemme*)。第2に、代理人が低額の報酬しか得ておらず、しかもその大部分が、裁判罰金収入、文書捺印料金、示談手数料、文書作成手数料等の不安定な収入 (*die gemaine(n) Nutzungen*) に指定されている場合には、宮廷財務庁が職権により介入し (*ex officio vorgreifen*)、代理人に分相応の十分な生計の資・報酬 (*ain Ehrliche, austregliche vnnnderhaltung vnd besol-*

dung)をプラーケ管区収入から指定する。第3に、全ラントに於てプラーゲラーが一般的に代理人に報酬として支払うべき「標準報酬額」(ein durchgeendte besodung) 設定の必要性が説かれているが、これは、プラーケ管区による収入の格差、アムト収入自体の変動¹¹⁴⁾等の理由から実施に移しがたいものであった¹¹⁵⁾ (尚、後掲表(7)参照)。

しかしながら、このような規定による規制の試みにも拘らず、プラーゲラーとその代理人との間の「アムト収入の分配をめぐる闘争」は決して終息せず、プラーゲラー職代理は、彼の劣悪な報酬を管区民の搾取により埋め合わせざるをえない。そこで、1627年1月14日付の代理人を有するラントの全プラー

ゲラー宛の指令は、プラーゲラーと代理人との間でアムト賃貸料 Absent の授受について協定を結ぶことを禁止し、代理人に対して、プラーケ管区^{アムト}の全収入をプラーゲラーに会計し、報酬として(定額の)年給金、生計の資(jährliche besodung und underhalt)を受領するように命じた。その際、職務負担、アムト収入等に応じて代理人の報酬額を定めるのは、プラーゲラーではなく宮廷財務庁であり、その額はプラーゲラーの官職叙任状に盛り込まれるべきであった¹¹⁶⁾。代理人の年給金は300~400グルデン(fl.)であった¹¹⁷⁾。例えば、プラーケ管区 Vohburg (アムト保有者は H. Chr. Tan-

表(7) プラーケ管区 Vohburg のプラーゲラー職代理の報酬

	項目	金額
収入	給金	330fl.
	アムト付属耕地の耕作	25fl.に相当
	カラス麦の支給	132fl.(見積り)
	干し草	16fl. 30kr.
(a)小計	503fl. 30kr.	
支出	Amtspferdegeld (ミュンヘンの宮廷出納局に)	140fl.
	プラーゲラーに	36fl. 51kr. 5H.
	Bannrichterに(年給金-管区負担分)	12fl.
	Dienstgerste	9fl.
(b)小計	197fl. 51Kr. 5H.	
(c)合計 [(a)-(b)]	305fl. 38Kr. 3H. (2H. ?) (プラーゲラー職代理の Besodung und Unterhalt)	
備考	プラーゲラー所有の馬2頭を無償で維持する [(c)から支出]。他のアムト収入 Pflégamtsnutzungen は、年次会計期内にプラーゲラーにきちんと支払われる。	

換算率：1fl.=60Kreuzer=420Heller

E. Rosenthal, *Geschichte des Gerichtswesens und der Verwaltungsorganisation Baierns*, Bd. 2, Würzburg 1906, S. 94 Anm. 4 から作成(但し誤った数字を訂正した)。

ner-前掲表(4) Nr.22 か)のプラーゲラー職代理の宮廷財務庁への報告によると、彼の報酬は表(7)の如くである。

他方に於て、領邦君主の現状認識では、経験豊かな良き代理人が、他の者がアムト収入の中から高々数グルデン多くプラーゲラーに支払うというだけの理由で貪欲なプラーゲラーにより解雇され、プラーゲラーに高額の提供を申し出た他の者(いわば最高額提供者)が代置されるのであるが、実務(司法、財務)に通じておらず、長期の修得期間を要するのみならず、修得もままならない。これにより君主の利害・収入が侵害される(I. Dt. Interesse und Gefälle geschmälert)ばかりか、司法事項も充分管理されない。そこで、上記のプ

レーガー宛指令と踵を接して、1627年2月8日に、代理人の任用・解雇は、プッレーガーの独断によってなされてはならず、領邦君主・宮廷財務庁の同意・了承を必要とすることが宮廷財務庁宛指令の中で命じられたのである¹¹⁸⁾。

ところで、翌1628年にはプッレーガー職代理制度の問題が宮廷財務庁により根本的検討に付され、9月1日付で鑑定書が領邦君主に提出された。これによると、君主の第一級の役人・評議官 (E. Dt. fürnehmste Ministri und Räte) は、はるか以前から彼らのより良い生計 *Unterhalt* のためだけでなく、より多くの榮譽・声望のためにプッレーク管区 (*Pflegen*) を下賜され、そこに於て代理人の配置を許されてきた。このような高級役人 (*solche vornehme ministri und Dienern*) 及び彼らの保有するプッレーク管区については、彼らが常に有能かつ十分な資格を備えた代理人 (*taugliche und wohlqualifizierte Verwalter*) を指名・提示するという条件で、旧来の慣行のもとに (*bei dem alten Herkommen*) とどめておくことが容認された (因みに当該時期の宮廷財務庁議長 *O. Schuß* もまたプッレーガー職を保有している——前掲表(4) Nr. 82)。他方、同じくプッレーク管区を譲与されているが、(同時に中央官庁・宮廷等に於て) 領邦君主に勤務しておらず、プッレーガーとして有能である者 (例えば *Pfleger zu Riedenburg* たる *Georg W. von Muggenthal*) は、彼らの保有するプッレーク管区を——引き続き保有せんと欲するならば——今後自分自身で (*mit selbst eigner Person*) 管理し、彼らがこれまで有してきたプッレーガー職代理を解雇しなければならない¹¹⁹⁾。

この鑑定を受けて同年9月8日付で出された宮廷財務庁宛指令 *Dekret* は、領邦君主の宮廷で重要な勤務に就いていてプッレーク管区を自身で管理しえないプッレーガーを他のプッレーガーから区別し、十分な資格を備えた良き代理人を提示し、宮廷財務庁の認可を得て十分な報酬をもって任用することを彼らに認めた。宮廷財務庁に対しては、プッレーガー職代理に十分な報酬 (管区民を抑圧・搾取することなく生計を維持しうる額) が支給されているかどうかを全プッレーク管区に於て調査し、報酬が不十分な場合にはプッレーガー (*Hauptpfleger*) に改善を求めるように命じられた¹²⁰⁾。そしてこれに対応して、宮廷財務庁に下属する下バイエルンの3レントマイスター¹²¹⁾ に対し、所轄管内のプッレーガー職代理の資格・報酬の調査が命じられた (9月11日付)¹²²⁾。他方、上記鑑定に於て特に挙示された *Riedenburg* のプッレーガー外6名のプッレーガー (表(8): 領邦君主の宮廷・中央官庁等に於て同時に勤務していないプッレーガー) に対しては、プッレーク管区の継続的保有を望むならば、アムトを自身で管理し、これまで有してきたプッレーガー職代理を解雇するという指令が出された (9月12日付)¹²³⁾ のである。

7名のプッレーガー (表(8)から彼らの大部分がこの指令以後もアムトを継続的に保有していることを確認しうる) に対する代理人解雇の指令の実効の程は詳らかではないが、ここ

で特に注目されるのは、1628年の上述の宮廷財務庁宛指令以後領邦君主・中央政府の側では、「代理人配置を認可されているプラーガー」とそうでないプラーガーとが法的に明確に区別されることである。1638年の枢密官房訓令によると、前者＝宮廷・中央官庁の高級役人に対して「プラーガーアムトがさながら彼らの俸給・給金の一部として与えられる」¹²⁴⁾のである。

表(8) 1628年9月12日付指令の対象とされたプラーグ管区とその保有者(プラーガー)

	プラーグ管区	プラーガー(在任期間)	プラーガー職代理(在任期間)	註
1	Riedenburg	G. W. v. Muggenthal (1612-38) ^(註 a)		
2	Nattenberg	H. W. H. v. Lauterbach (1619-30)		II S.61
3	Aibling	J. H. Schrenck (1620-53)	A. Riederer (1610-40)	I S.27f.
4	Neustadt	W. S. v. Klosen (1625-35)		II S.63
5	Ried	H. A. Tättenpach (1610-47) ^(註 b)		
6	Hohenschwangau			
7	Traunstein	Ladislau v. Törring (1617-38)	P. Ridler (1616-34)	I S.136f.

(註) E. Geiss, Die Reihenfolge der Gerichts- und Verwaltungsbeamten Altbayerns nach ihrem Vorkommen vom 13. Jahrhundert bis zum Jahre 1803, Teil I und II, in: *Oberbayerisches Archiv*, Bd. 26 (1865/66), Bd. 28 (1868/69).

(註 a) R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat unter Herzog und Kurfürst Maximilian I. von Bayern*, München 1981, S. 346.

(註 b) Georg Ferchl, *Bayerische Behörden und Beamte (1550-1804)*, Teil I, in: *Oberbayerisches Archiv*, Bd. 53, 1908/12, S. 869.

〔II〕 帰結

さて、17世紀初頭から開始したプラーガー職代理制度の国家的規制は、1640年代に一応終結する。そこで、以下その過程と帰結を考察したい。最初に検討されるべき1640年の宮廷財務庁訓令は、これまでの諸々の指令を踏まえて以後の規制の基礎をなした訓令である。この訓令は、1627年1月のプラーガー職代理の報酬に関わる上述の指令を繰り返した¹²⁵⁾のち、宮廷財務庁に次の三点を命じている。第1に、宮廷財務庁があらかじめプラーガー職代理に十分な年給金・生計の資(そのもとでプラーガー職代理が分相応に ehrlich 生計を立てることができ、よって他人の財貨を盗み取り、管区民を抑圧し、正規の裁判手数料を逸脱する理由をもたない程のもの)を定めるまで、プラーガー、代理人をして宮廷財務庁もしくは地方政庁に職務宣誓を行なわせない(従って任用しない)こと。第2に、プラーガーが交替するたびに、代理人の配置を認可されている限りで (wofern man bey dem ambt ainen aufzustellen bewilligen wurde), 代理人に何がどれだけ報酬・生計の資

として帰属するか（貨幣、飼料、木材、他の収入 *Nutzungen*）が新任のプラーガーの官職叙任状 *Bestallung* に（宮廷財務庁により）記載されるべきであり、プラーガーはこの記載事項に違背してはならない。第3に、教育もなく（*weder gestudiert*）裁判実務の経験もきわめて乏しいが、それにも拘らずプラーガーにより彼の私的利益のために任用されている、きわめて無能な人物は、プラーガー職代理として不適格である。プラーガーが有能な人物を推薦しない場合には、宮廷財務庁自体が、しかるべき人物をプラーガー職代理として任用しなければならない¹²⁶。

次に、1643年2月23日の宮廷財務庁宛指令¹²⁷は、プラーガー職代理制度の蔓延した濫用を除去する更なる手段として、前記1640年訓令の第3点を一層推し進める形で、「プラーガー職代理は、領邦君主の認可を得て宮廷財務庁により直接任用され、適正な報酬が彼に定められるべし」（*daz fūrohin, wan Pfleger oder solche ämbter verlichen, darbey den Pflegern oder dergleichen Beambten die verwalter zu halten verwilliget werden, nit mer von ihnen, den Pflegern oder Beambten, die Verwalter vorzuschlagen, sondern immediate von vnserer hofcammer mit unserm gnedigisten vorwissen angenommen und ihnen ein gebührlicher Soldt Bestimbt werden solle,……*）と規定し、「プラーガー職代理の配置を認可されている」プラーガーから代理人推薦権を奪取して、この権限を宮廷財務庁の手に委ねたのである。

他方、プラーガー職代理の報酬について1640年の訓令を更に発展させたのが、1643年8月3日の宮廷財務庁宛指令¹²⁸である。この指令は、2月23日付の上記指令を原因としてプラーガーと代理人との間で「有害な不都合、忌まわしいこと」（*shedliche vngelegenheiten vnd widerwertigkeit*）が生じたことから出されたものであるが、プラーガー職代理（その配置がプラーガーに認可されている場合）の領邦君主（宮廷財務庁）による直接的任用を再確認したのち、次の二点を規定した。第1に、譲与されたプラーグ管区を自身で管理しない者は、プラーガーの称号並びに *Ämts-oder Gnadengeld*（諸々のアムト収入の代わりに指定されたもの）のみを保持し、他方、代理人推薦権は認められない（*wan einem, wer der auch seye, dergleichen ambt, so Er nit mit aignem ruckhen Bestützt vnd bedient, verlassen würdt, soll Er darbey anders nichts als den titl vnd, was wür nach Beschaffenheit vnd erträglichkeit des ampts an statt der amtsnuzungs Bestimmen werden, haben, noch ainigen verwalter Vorschlagen……*）。彼は、代理人に管区の職務上の事柄について干渉することも代理人から自身に上訴させることも許されず（称号プラーガー）、プラーガー職代理は、この点で専ら上級官庁（宮廷評議会、宮廷財務庁、地方政庁）にのみ従属する（*von vns vnd vnsern nachgesetzten Rathen dependiern*）。第2に、宮廷財務庁は、君主の認可を得て任用したプラーガー職代理に職務・アムトの重要

性に応じて適正な給金を定め、全 Amt 収入を(宮廷財務庁乃至レントマイスターに直接)会計させるか、あるいは適正かつ廉価な Amt 賃貸料 Absent を規定すること、そして上記の Amts-oder Gnadengeld として称号 プラーガー (Amt 保有者) に当該 プラーク管区収入から何がどれだけ支払われるのがよいか領邦君主に提案することを命じられた。例えば、枢密評議官 J. A. v. Metternich は、1645 年に プラーク管区 Schärding を得、Amts-oder Gnadengeld として (fir die davon eingehende Amtsnuzungen) 1000 グルデンを与えられたが、上記の指令からするとこの 1000 グルデンと プラーガーの称号は、Metternich を プラーク管区 Schärding と結合する唯一のものであった (Amt の管理は プラーガー一職代理が行なう)¹²⁹⁾。

かくして、プラーガー職の役得 プリュンデ化に伴って、本来 プラーガーとその職務代行者との間の関係として出現・普及した プラーガー一職代理制度は、それが生み出す諸々の弊害の故に、17 世紀前半に領邦君主とその中央官庁 (宮廷財務庁) の介入・規制するところとなった。そして、紆余曲折を経て 17 世紀の 40 年代に、Amt を自身で管理しえず、プラーガー一職代理の配置を認可されている プラーガーには、Amt の称号と定額の俸給 (Amts-oder Gnadengeld—役得 プリュンデ) のみを与え、他方 プラーク管区は、宮廷財務庁により直接任用され、上位官庁に直属する プラーガー一職代理によりこれを管理させるという形で、プラーガー一職代理制度は、プラーガー職の (宮廷・中央官庁役人にそれが譲与された段階から事実上有していた) 役得 プリュンデたる性格をまさに法認することにより、法制上最終的に領邦国家に組み込まれることになったのである。

しかしながら、上述の諸指令・訓令により プラーガー一職代理制度の濫用・弊害が除去されたわけでは決してない。地方官庁・役人に対する領邦中央政府の統制力にそもそも種々の限界が存在したということは言うまでもないが、宮廷・中央官庁の高級役人の多くが プラーガー職を俸給の一部として得た (役得 プリュンデ) という事情からして、プラーガー一職代理制度の濫用を助長し、弊害を存続せしめるきわめて個人的金銭的な利害が、宮廷・中央官庁の高級役人それ自体に存在したのである¹³⁰⁾。例えば、上掲表(4)(5)から明らかなように、当該制度の国家的規制を積極的に推進すべき宮廷財務庁の議長自身が、同時に プラーガー職を保有している。彼ら高級役人の利害は、以後の プラーガー一職代理制度の展開を規定する重要な要因であろう。

事実、プラーガー一職代理の配置を認められている プラーガーの代理人推薦権は、上述の諸指令にも拘らず決して排除されることはなく、既に 1649 年に、プラーガーによる代理人の頻繁な更迭、代理人による管区民の搾取、領邦君主の利害の侵害といった事態が、領邦中央政府により再度検討に付された。そして、4 月 10 日付の宮廷財務庁宛指令¹³¹⁾に於て、プラーガー (これまでの指令・訓令中に見られた「プラーガー一職代理の配置を認可

されている者」という限定がない)は、あらかじめ宮廷財務庁の同意を得て、有能で熟達した人物 (*taugliche vnd erfahrene leuth*) のみをプラーガー職代理として推薦・任用し、彼らに報酬を支払うべきであり、領邦君主の承認・認可なしに、かつ正当な事由なくして代理人を濫りに解雇・更迭してはならない、という形で、プラーガーの代理人推薦・任用権とプラーガーによる代理人への報酬支払が(再)確認されるに至ったのである。従って、同時に①プラーガー職代理とその職務事項への介入がプラーガーに禁止され、②「プラーグ管区^{アムト}の譲与は、就任するプラーガーが、前任者のプラーガー職代理をその報酬額と共に変更しない、という条件でのみなされるべし」という規定が盛り込まれたにしても、その実効の程はきわめて疑わしいものであった。むしろ、プラーグ管区保有者=プラーガーの役得プリーレンデに対する利害が一層幅をきかせることになり、実際には一定のアムト賃貸料 *Absent* の授受をプラーガー職代理と協定しながら、外見上は彼に定額の報酬を支払っているかの如く監督官庁(レントマイスター、宮廷財務庁)にプラーグ管区^{アムト}の会計を報告するということが次第に一般化したのである¹³²⁾。

かくして、一方に於て、プラーガー職^{アムト}についてはその世襲化・家産化が進展し、特定の家門の世襲的冗官 (*die erbliche Sinekure*——役得プリーレンデの世襲的占有) と化す¹³³⁾ のであり(例えば、前掲表(4) Nr.53~56 の Herwarth 家によるプラーグ管区^{アムト} Schwaben のプラーガー職の占有を参照)、他方、プラーガー職代理制度は、まさに「最低額要求者(代理人)へのアムトの売出し」(E. Rosenthal)¹³⁴⁾——逆に言えばプラーガーへの「最高額提供者」——に等しいものとなり、プラーガー職代理の資質の低下と管区民の搾取等の弊害の拡大が進み、バイエルン「地方行政の癌 *Krebschaden*」(H. Dollinger)¹³⁵⁾となるのである。尚、代理人(プラーガー職代理)の地位の世襲化も見られるようになり、代理人の死亡の際には息子が、息子のいない場合には第三者が、死亡した代理人の寡婦・娘との婚姻により、その地位を継いだが、このような世襲化も代理人の質の低下を助長したといわれる¹³⁶⁾。

従って、以上のことから、領邦君主がプラーガー職代理制度によりプラーグ管区・レント裁判区行政に一定の影響力を獲得したことは否定しえないが、R. Heydenreuter の次の評価——この制度により「領邦君主はプラーグ管区^{アムト}の収入について初めて完全な概観を得た」のであり、「下級官庁の中央集権化の端緒はこの制度なしには考えられない」¹³⁷⁾——は、仮令特に Maximilian I. 期を彼が念頭においているにしても、些か行きすぎであろう。因みに、1728年に至っても領邦君主の指令により(代理人を有する)プラーガーに彼らのアムト収入(貨幣・現物)の明細書(*Specifikation*)の送付が求められており¹³⁸⁾、宮廷財務庁が依然としてプラーグ管区^{アムト}の収入を完全には把握しえていないことを窺わせる。況や、N. Frh. von Schrenck-Notzing の、プラーガー職^{アムト}はその保有者により形式上(*pro*

forma)継承されたにすぎず、「実際の行政は専門的下級役人(Fach-und Unterbeamten)(=プラーガー職代理)の手中に存した」¹³⁹⁾という理解も実態にそぐわないように思われる。

IV. 結 語

以上、とりわけ17世紀前半を中心として、プラーガー職代理制度の展開とその背景を考察してきたが、その成果をまとめると次のようになるであろう。

第1に、プラーガー^{アムト}職の職務代行制度(プラーガー職代理制度)は、16—18世紀というバイエルン領邦国家の特定の発展段階に於て、即ち、一方に於て、軍制の変化、時代の趨勢に対応したプラーガーアムト自体の変化、国家財政の慢性的財政難にもとづく官職の入質・官職売買類似の官職取引契約等によりプラーガー^{アムト}職が役得プリアンデ化し、他方に於て、16世紀後半以降の国家的諸課題に対応した領邦中央諸官庁の整備(固定した合議制官庁の形成及び分業の進展)、領邦君主による反宗教改革の推進により、宮廷・中央官庁に於て正統のカトリック(官職就任に先立つカトリックの信仰宣言 *professio fidei Catholicae* の履行が領邦役人の任用資格要件をなす)にして十分な資格(法律上の専門的知識、実務的能力)を備えた「専門的役人」が必要とされ、慢性的財政難に苦しむ領邦君主がとりわけ彼らに対する恩恵施与・増俸の方法としてプラーガー^{アムト}職を役得プリアンデとして譲与したことにより拍車をかけられて、広汎な普及を見るのである。

従って第2に、16世紀後半以降の領邦国家バイエルンに於て、宮廷・中央官庁の指導的な「専門官僚」を存立せしめた重要な要因の1つは、プラーガー^{アムト}職=役得プリアンデ並びにプラーガー職代理制度である。

第3に、プラーガー職代理制度は、第1、第2の点からしてまさに領邦の統治構造に根差しているが故に存続せざるをえない¹⁴⁰⁾が、それが生み出す諸々の弊害が顕在化したことから17世紀初頭以降領邦国家の側からこれに規制が企てられ、結局1640年代に、アムトを自身で管理しえず、プラーガー職代理の配置を認可されているプラーガー(宮廷・中央官庁の高級役人)には称号と定額の俸給(Amts-oder Gnadengeld)のみを与え、代理人・管区行政に介入させず、他方、宮廷財務庁が管区の実務を担当するプラーガー職代理(上級官庁に直属)を任用し報酬を与えるという形で、即ちプラーガー^{アムト}職の役得プリアンデたる性格をまさに法認することにより、この制度は法制上最終的に領邦国家に組み込まれることになったのである。しかし、その後プラーグ^{アムト}管区保有者(称号プラーガー)の利害に押されて、プラーガーの代理人推薦・任用権、代理人への報酬支払が(再)確認されたことから、役得プリアンデの利益の極大化を目指すプラーガー(プラーグ^{アムト}管区保有者)の利害が、プラーガー職代理制度の弊害を一層拡大することになるのである。

その結果、18世紀末に至っても、プラーガー職代理に対してプラーグ^{アムト}管区用益権の賃

借（即ちプッラーガー *Hauptpfleger* への Amt 賃貸料 *Absent* の支払）の禁止が繰り返され、他方プッラーガーに対しては、「Amt の全収入を徴収しているプッラーガー *Hauptpfleger* は、彼に代って職務を行なう代理人に生計を立てるに十分なものを支給し、このことにより国家を副次的関与・他の恐らく可能な〔代理人による領邦〕臣民抑圧の危惧の外におくこと」という形で、プッラーガー職代理への十分な報酬支払が依然として命じられている程である（1779年7月29日の選帝侯 Karl Theodor の命令 *Mandat*¹⁴¹⁾）。このようなプッラーガー職代理制度が、プッラーガー（*Hauptpfleger*）職と共^{Amt}に最終的に廃棄されるのは、19世紀初頭の所謂モンジュラ（Maximilian Mantgela）の諸改革においてである¹⁴²⁾。

註

- 1) M. ウェーバー著、世良晃志郎訳『支配の社会学』I, II, (創文社, 1960/62年)。成瀬治「プロイセン絶対王政成立期における官僚制の性格——Rekrutenkasseの問題を中心に——」, 柴田三千雄・成瀬治編『近代史における政治と思想』, (山川出版社, 1977年)所収。成瀬治「近代国家の形成をめぐる諸問題」, 吉岡昭彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』, (木鐸社, 1979年)所収。成瀬治「絶対王政成立期の官職概念——ボダンとロワゾーの場合——」, 『西洋史学』87, 1973年。
- 2) 成瀬治「近代国家の形成をめぐる諸問題」, 31頁。
- 3) M. ウェーバー『支配の社会学』I, 212頁。
- 4) M. ウェーバー『支配の社会学』I, 206-207頁。
- 5) 成瀬治「プロイセン絶対王政成立期における官僚制の性格」, 46頁。
- 6) E. Rosenthal, *Geschichte des Gerichtswesens und der Verwaltungsorganisation Baierns*, Bd. 2: *Vom Ende des 16. bis zur Mitte des 18. Jahrhunderts(1598-1745)*, Würzburg 1906.
- 7) P. Klein, *Historische Entwicklung der Beamtenbesoldung in Bayern 1180-1850*, Wirtschaftswissenschaftl. Diss. Innsbruck 1966.
- 8) N. Frh. von Schrenck-Notzing, *Das bayerische Beamtentum 1430-1740*, in: G. Franz (Hrsg.), *Beamtentum und Pfarrerstand 1400-1800*, Limburg a. d. Lahn 1972.
- 9) R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat unter Herzog und Kurfürst Maximilian I. von Bayern 1598-1651*, München 1981.
- 10) プッラーガーは、地方的司法・行政管区 *Pflegamt*(ラント裁判区)の長官である。プッラーガーについては、小野善彦「下バイエルンの租税委員会(1358年)について」, 『西洋史学』, 133, 1984年。同「1512年のレントマイスター訓令(バイエルン)について」, 『アルテス・リベラレス』, 40, 1987年。皆川勇作「バイエルン領邦国家の形成について」, 『文化』, 32-4, 1969年。
- 11) Vgl. E. Geiss, *Die Reihenfolge der Gerichts- und Verwaltungsbeamten Altbayerns nach ihrem Vorkommen vom 13. Jahrhundert bis zum Jahre 1803*, Teil I und II, in: *Oberbayerisches Archiv*, Bd. 26(1865/66), Bd. 28(1868/69).
- 12) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 1, Würzburg 1889, S. 324f. und S. 324 Anm. 1.
- 13) H. Lieberich, *Landherren und Landleute. Zur politischen Führungsschicht Baierns im Spätmittelalter*, München 1964, S. 93ff; W. Volkert, *Ämter und Gerichte*, in: M. Spindler (Hrsg.), *Handbuch der Bayerischen Geschichte*, Bd. II, München 1969, S. 549.
- 14) H. Schlosser, *Spätmittelalterlicher Zivilprozeß nach bayerischen Quellen. Gerichtsverfassung und Rechtsgang*, Köln/Wien 1971, S. 100f.
- 15) R. Heydenreuter, *Die Behördenreform Maximilians I.*, in: *Wittelsbach und Bayern*, Bd. II-1: *Um Glauben und Reich. Kurfürst Maximilian I.*(Hrsg. von Hubert Glaser), München 1980, S. 246.
- 16) G. Landwehr, *Mobilisierung und Konsolidierung der Herrschaftsordnung im 14. Jahrhundert*, in: *Vorträge und Forschungen*, Bd. XIV, 1971, S. 497ff.
- 16a) Vgl. Dietmar Willoweit, *Die Entwicklung und Verwaltung der spätmittelalterlichen Landesherrschaft*, in: K. G. A. Jeselich, H. Pohl und G.-Chr. v. Unruh(Hrsg.), *Deutsche Verwaltungsgeschichte*,

Bd. 1, Stuttgart 1983, S. 91.

- 17) 小野善彦「下バイエルンの租税委員会 (1358年) について」, 49頁。
- 18) P. Klein, a. a. O., S. 17.
- 19) D. Albrecht, Das Heerwesen, in: M. Spindler (Hrsg.), *Handbuch der Bayerischen Geschichte*, S. 590f. und S. 591 Anm. 1.
 O・ブルンナーによると、君主は、平和と法の保護を第1の任務として、貴族＝武器権保持者の自力救済に制限を加え、ようやく1500年頃になって最終的にそれを排除することに成功した。ドイツに於ては、1495年に永久ラント平和令 *Der Ewige Landfriede* が制定され、この平和令実施のための帝室裁判所の働きによって16世紀にはフェーデ制度が完全に死滅した。O・ブルンナー著、石井紫郎他訳『ヨーロッパ——その歴史と精神』(岩波書店、1974年)、257, 290頁。ミッターヌ＝リーベリッヒ著、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』改訂版、(創文社、1971年)、457-8頁。フェーデ制度の排除は、必然的に領邦君主の中央裁判所の業務量の増大を結果することになる。
- 20) P. Klein, a. a. O., S. 76. 尚、第三節表(7)参照。
- 21) Fr.ハルトゥング著、成瀬治・坂井栄八郎訳『ドイツ国制史』(岩波書店、1980年)、96頁。
- 22) E. Rosenthal, a. a. O., Bd. 2, S. 101ff.; M. Lanzinner, *Fürst, Räte und Landstände. Die Entwicklung der Zentralbehörden in Bayern 1511-1598*, Göttingen 1980, S. 157.
- 23) S. v. Riezler, *Geschichte Baierns*, Bd. VI, Neudruck der Ausgabe Gotha 1903, Aalen 1964, S. 150; E. Rosenthal, a. a. O., Bd. 2, S. 106f.; D. Albrecht, a. a. O., S. 591. この「選抜民兵制度」と軍制史におけるその位置については、神宝秀夫『ドイツ絶対主義的領邦に於ける軍制』、『法制史研究』, 35, 1986年、参照。
- 24) Fr. v. Krenner, *Bayerische Landtagshandlungen in den Jahren 1429-1513*, Bd. 17, München 1805, S. 100-101; G. v. Lerchenfeld, *Die altbayerischen landständischen Freibriefe mit den Landesfreiheitserklärungen*, München 1853, S. 217-218.
- 25) M.ウェーバー『支配の社会学』I, 212頁。
- 26) Dietmar Willoweit, Die Entwicklung des öffentlichen Dienstes, in: *Deutsche Verwaltungsgeschichte*, S. 355f. 成瀬治氏もまた、「家産制の復興」、官職の「家産」化が何故初期近代国家に於て現われ、長期にわたって維持されたかを説明するためには、初期近代国家に於て「純粋な官僚制」の発展を長らく妨げたところの、公権力の私的な把握、その背後にある精神構造、伝統的・身分的な法＝権利観念への着目を含めた、包括的な意味での「社会史」的、あるいは「構造史」的な考察が必要であることを指摘しておられる。「近代国家の形成をめぐる諸問題」, 34頁。
- 27) M. Lanzinner, a. a. O., S. 203 Anm. 56; E. Rosenthal, a. a. O., Bd. 2, S. 88 Anm. 7; P. Klen, a. a. O., S. 59, 72.
- 28) E. Rosenthal, a. a. O., Bd. 2, S. 90.
- 29) P. Klein, a. a. O., S. 63.
- 30) Vgl. E. Rosenthal, a. a. O., Bd. 2, S. 90.
- 31) M. Lanzinner, a. a. O., S. 216.
- 32) E. Rosenthal, a. a. O., Bd. 1, S. 346f. und S. 347 Anm. 1, Bd. 2, S. 89; R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat unter Herzog und Kurfürst Maximilian I.*, S. 79ff.
- 33) E. Rosenthal, a. a. O., Bd. 2, S. 96 Anm. 1.
- 34) M. Lanzinner, a. a. O., S. 294.
- 35) E. Rosenthal, a. a. O., Bd. 1, S. 344 Anm. 1.
- 36) 「ラント行政からの純宮廷的な領域の分離は、Maximilian I. 期には決して真剣には企てられなかったし、人的空間的諸前提に直面して実施されえなかったであろう」。R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat unter Herzog und Kurfürst Maximilian I.*, S. 43.
- 36a) Vgl. N. Frh. v. Schrenck-Notzing, a. a. O., S. 42.
- 37) Fr.ハルトゥング『ドイツ国制史』, 109頁。中村賢二郎「16・17世紀の西ヨーロッパ諸国 五 ドイツ領邦国家」, 岩波講座『世界歴史』15所収, 1969年。
- 38) D. Albrecht, Die Behördenorganisation, in: M. Spindler (Hrsg.), *Handbuch der Bayerischen Geschichte*, S. 582ff.; E. Rosenthal, a. a. O., Bd. 1, S. 409ff., 461ff., 506ff., 529ff., 537ff.; M. Lanzinner, a. a. O., S. 211ff.; R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat unter Kurfürst Maximilian I.*, S. 19ff. 中央諸官庁についての以下の叙述は、これらの文献に依拠している。
- 39) M. Lanzinner, a. a. O., S. 76ff. 小野善彦「1512年のレントマイスター訓令 (バイエルン) について」, 43頁 註(35)。

- 40) R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat*, S. 56 und Anm. 48. Heydenreuter は、既に Wilhelm IV. (在位 1508-1550) 治下で、この制度的区分が行なわれていたと考えている。
- 41) N. Frh. v. Schrenk-Notzing, *a. a. O.*, S. 35f.; Vgl. P. Klein, *a. a. O.*, S. 86.
- 42) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 443f.
- 43) M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 79; Vgl. auch E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 445ff. 尚、註(19)参照。
- 44) R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat*, S. 43.
- 45) ミッタイス=リーベリッヒ『ドイツ法制史概説』, 490 頁。和田卓朗「中世後期・近世におけるバイエルン・ラント法史研究序説(平和・ポリツァイ・憲法)——クライトマイアを中心に——」(1), 『北大法学論集』, 33-3, 1983 年, 769-770 頁。
- 46) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 442f.
- 47) M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 27.
- 48) D. Albrecht, *Die Behördenorganisation*, S. 583. Fr. ハルトゥング『ドイツ国制史』, 111 頁。
- 49) R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat*, S. 20.
- 50) M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 75.
- 51) R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat*, S. 90, 156; Vgl. auch M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 147-148.
- 52) レントマイスターのこのような権限については、小野善彦「1512 年のレントマイスター訓令(バイエルン)について」, 24 頁以下参照。
- 53) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 491ff.; M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 39.
- 54) Karl-Ludwig Ay, *Der Ingolstädter Landtag von 1563 und der bayerische Frühabsolutismus*, in: *Zeitschrift für Bayerische Landesgeschichte*, Bd. 41, 1978, S. 401, 412.
- 55) M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 83.
- 56) K. Bosl, *Die Geschichte der Repräsentation in Bayern. Landständische Bewegung, Landständische Verfassung, Landesauschuß und altständische Gesellschaft*, München 1974, S. 139ff.
- 57) K. Bosl, *a. a. O.*, S. 140-141.
- 58) M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 84.
- 59) K. Bosl, *a. a. O.*, S. 145; E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 514; M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 84.
- 60) R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat*, S. 22.
- 61) K.-L. Ay, *a. a. O.*, S. 409ff.; K. Bosl, *a. a. O.*, S. 148; H. Lutz, *Höhepunkt und Niederlage der Adelsfronde. Verschärfung des kirchlichen Kurses*, in: M. Spindler (Hrsg.), *Handbuch der Bayerischen Geschichte*, S. 341ff. 一般的に反宗教改革は、旧信仰にとどまっていた諸ラントに於ては貴族——彼らは多くの場合新しい教義に傾いた——の地位を弱めた。ミッタイス=リーベリッヒ『ドイツ法制史概説』, 490 頁。
- 62) M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 84.
- 63) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 515.
- 64) M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 85f.; E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 515ff.
- 65) D. Albrecht, *Die Behördenorganisation*, S. 583; E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 1, 529ff. und S. 529 Anm. 2. 神宝秀夫「ドイツ絶対主義的領邦に於ける軍制」, 69-70 頁。
- 66) (a)1582 年: E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 538; M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 114. Fr. ハルトゥング『ドイツ国制史』, 112 頁。(b)1582/83 年: D. Albrecht, *Die Behördenorganisation*, S. 583-584. (c)1581 年 10 月: R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat*, S. 30.
- 67) R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat*, S. 45f.
- 68) M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 121f.
- 69) D. Albrecht, *Die Behördenorganisation*, S. 583-584; R. Heydenreuter, *Der Landesherrliche Hofrat*, S. 23 Anm. 84, S. 27, 30, 32, 38.
- 70) R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat*, S. 33-34.
- 71) M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 200f.
- 72) M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 81.
- 73) 1553 年のラント特権布告 Teil I, a.i: G. v. Lerchenfeld, *a. a. O.*, S. 217.
- 74) M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 282.
- 75) M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 195, 198.
- 76) G. v. Lerchenfeld, *a. a. O.*, S. 217.
- 77) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 558 Anm. 6.

- 78) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 559 Anm. 1.
- 79) トリエント公会議決議については、中村雄二郎「宗教改革とその波紋 四 カトリック教会の改革」, 岩波講座「世界歴史」14, 1969年, 455-456頁参照。
- 80) S. Weinfurter, *Herzog, Adel und Reformation*, in: *Zeitschrift für Historische Forschung*, Bd. 10, 1983, S. 36; R. Endres, *Die deutsche Führungsschichten um 1600*, in: H. H. Hofmann und G. Franz (Hrsg.), *Deutsche Führungsschichten in der Neuzeit. Eine Zwischenbilanz*, Boppard am Rhein 1980, S. 91; N. Frh. v. Schrenck-Notzing, *a. a. O.*, S. 27, 36, 37; H. Lutz, *a. a. O.*, S. 344. プッレーガーについては、1569年以降信仰宣言の履行が義務づけられている。M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 162 Anm. 163.
- 81) M. Mayer, *Quellen zur Behördengeschichte Bayerns. Die Neuorganisationen Herzog Albrechts V.*, Bamberg 1890, S. 160-161.
- 82) S. v. Riezler, *a. a. O.*, Bd. V, S. 24.
- 83) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 461.
- 84) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 557.
- 85) M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 159.
- 86) M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 165f.
- 87) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 490; Vgl. auch V. Wittmütz, *Die Gravamina der bayerischen Stände im 16. und 17. Jahrhundert als Quelle für die wirtschaftliche Situation und Entwicklung Bayerns*, München 1970, S. 22.
- 88) S. v. Riezler, *a. a. O.*, Bd. V, S. 12-13.
- 89) M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 130.
- 90) Proberelationについては、R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat unter Herzog und Kurfürst Maximilian I.*, S. 61-62; M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 130; E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 462ff.; N. Frh. v. Schrenck-Notzing, *a. a. O.*, S. 43.
- 91) R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat*, S. 62.
- 92) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 467.
- 93) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 465f.
- 94) R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat*, S. 90; Ders., *Die Behördenreform Maximilians I.*, S. 249; M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 75, 131, 240.
- 95) R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat*, S. 94f; Ders., *Die Behördenreform Maximilians I.*, S. 248f.
- 96) M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 283.
- 97) Heinz Dollinger, *Studien zur Finanzreform Maximilians I. von Bayern in den Jahren 1598-1618. Ein Beitrag zur Geschichte des Frühabsolutismus*, Göttingen 1969, S. 143.
- 98) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 346-347 und S. 346 Anm. 2, Bd. 2, S. 471.
- 99) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 90f. 尚, 17世紀のプロイセンでは、国家的財政難から、宮廷・中央官庁の役人の俸給として地方官庁(個々のアムト, 関税徴収所, Lizenzstätten)からの収入を割り当てる俸給支払制度が出現する。Siegfried Isaacsohn, *Geschichte des preußische Beamtentums vom Anfang des 15. Jahrhunderts bis auf die Gegenwart*, Bd. 2, Berlin 1878, S. 339.
- 100) R. Heydenreuter, *Probleme des Ämterkaufs in Bayern*, in: I. Mieck(Hrsg.), *Ämterhandel im Spätmittelalter und im 16. Jahrhundert*, Berlin 1984, S. 240.
- 101) N. Frh. v. Schrenck-Notzing, *a. a. O.*, S. 42. 但し, ①宮廷・中央官庁の高級役人の多くが同時に有力な領邦等族として領邦等族委員会の指導的構成員であり, ②市民出自の者, あるいは領邦外の貴族身分出自の者は, 領邦君主の種々の恩恵施与により所領・諸権利をバイエルン領邦内に獲得し, 領邦貴族に同化する傾向を有している。M. Lanzinner, *a. a. O.*, 193ff., 219, 235ff., 259ff.; R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat*, S. 60, 94. 尚, これらの点と関連する17世紀中葉以降の「Beamtenadel」(N. Frh. v. Schrenck-Notzing), あるいは, 「Amtsadel」(M. Lanzinner)の生成については, 稿を改めて検討したい。
- 102) Vgl. R. Heydenreuter, *Die Behördenreform Maximilians I.*, S. 246.
- 103) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 346f. und S. 346 Anm. 2.
- 104) E. Geiss, *a. a. O.*, Teil II, S. 49.
- 105) R. Heydenreuter, *Die Behördenreform Maximilians I.*, S. 246.
- 106) S. Schleichの鑑定と大公の注記については, H. Dollinger, *a. a. O.*, S. 142.
- 107) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd.2, S. 91.

- 108) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 92.
- 109) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 96 Anm. 1.
- 110) M. Mayer, *a. a. O.*, S. 400f.
- 111) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 92.
- 112) M. Mayer, *a. a. O.*, S. 401.
- 113) Vgl. M. Lanzinner, *a. a. O.*, S. 75f.
- 114) Vgl. W. Leiser, *Strafgerichtsbarkeit in Süddeutschland. Formen und Entwicklungen*, Köln/Wien 1971, S. 82; P. Klein, *a. a. O.*, S. 64.
- 115) Vgl. E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 93.
- 116) M. Mayer, *a. a. O.*, S. 442-443; Vgl. H. Dollinger, *a. a. O.*, S. 404 Anm. 121.
- 117) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 94 Anm. 4.
- 118) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 95-96.
- 119) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 96 Anm. 1.
- 120) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 97f.
- 121) 1625年以降宮廷財務庁へのレントマイスターの従属が明確となる。1625年にレントマイスター (Oberland=レント管区 München) に任命された H. C. Neuburger は、レントマイスターに任命される最初の宮廷財務庁評議官であり、宮廷財務庁に対して職務宣誓を行なった最初のレントマイスターである。R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat*, S. 52 und Anm. 34.
- 122) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 97 Anm. 1.
- 123) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 98 Anm. 1.
- 124) H. Dollinger, *a. a. O.*, S. 143.
- 125) Vgl. H. Dollinger, *a. a. O.*, S. 403f. Anm. 121.
- 126) M. Mayer, *a. a. O.*, S. 442-443.
- 127) M. Mayer, *a. a. O.*, S. 453-454; Vgl. E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 99 Anm. 3.
- 128) M. Mayer, *a. a. O.*, S. 454-455; Vgl. H. Dollinger, *a. a. O.*, S. 405 Anm. 121.
- 129) R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat*, S. 82 und Anm. 153a.
- 130) P. Klein, *a. a. O.*, S. 66. 尚、この関連に於て、上述の1628年の宮廷財務庁鑑定書の中で、プラーガー Hauptpfleger から代理人の推薦権を奪い、専ら領邦君主・宮廷財務庁により代理人の人选・任用を行なうことは、プラーガーにアムトの保証 Amtshaftung を要求する理由を失なわせ、彼らに彼らの収入のみを求めることを許すことになる、として、プラーガー職代理の配置を許容されるプラーガー(即ち宮廷・中央官庁の高級役人)の代理人推薦権が擁護されていることは興味深い。E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 96 Anm. 1.
- 131) この指令は、上述の1643年の2つの指令と共に、1640年の宮廷財務庁訓令末尾に追録されている。M. Mayer, *a. a. O.*, S. 449-450; Vgl. H. Dollinger, *a. a. O.*, S. 404 Anm. 121.
- 132) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 100.
- 133) L. Hammermayer, Die Behörden- und Verwaltungsorganisation, in: M. Spindler(Hrsg.), *Handbuch der Bayerischen Geschichte*, S. 1070; M. v. Seydel, *Bayerisches Staatsrecht*, Bd. 1: *Die Staatsverfassung*, bearbeitet von R. Piloth, Tübingen 1913, S. 9. 尚、官職専有の進展に伴う政治的・ヘル権力のステロ化について、M. ウェーバー『支配の社会学』I, 222-223頁参照。
- 134) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S.90; P.Klein, *a. a. O.*, S. 61.
- 135) H. Dollinger, *a. a. O.*, S. 142.
- 136) J. B. Graf, Erbpflegen in Bayern, eine historisch-staatsrechtliche Skizze, in: *Oberbayerisches Archiv*, Bd.4, 1841, S. 18.
- 137) R. Heydenreuter, *Der landesherrliche Hofrat unter Herzog und Kurfürst Maximilian I.*, S. 81-82 und Anm. 153.
- 138) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 93f.
- 139) N. Frh. v. Schrenck-Notzing, *a. a. O.*, S. 43.
- 140) まさに、「“役得プアリュンデ”としての官職において、君主の“公的”経営と保有者の“私的”経営とが構造的に癒着していたのである」。成瀬治「近代国家の形成をめぐる諸問題」, 31頁。
- 141) E. Rosenthal, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 100-101.
- 142) M. v. Seydel, *a. a. O.*, Bd.1, S. 43; P. Klein, *a. a. O.*, S. 135f.